平成11年6月8日第三種郵便物認可（年4回1・4・7・10月の5日発行）そうせい　第134号　平成18年7月5日発行

ZENSOUSEI 16th

第16期全曹青執行部スローガン
“つながれ 青年僧の 熱い思い”

全国曹洞宗青年会

sousei

特集

平成十八年度　全曹青定期総会報告

No.134
2006. Jul

美しき蓮の花よりも、
その花を咲かせる泥になりたい——

泥の菩薩

NGOに生きた仏教者、有馬 実成

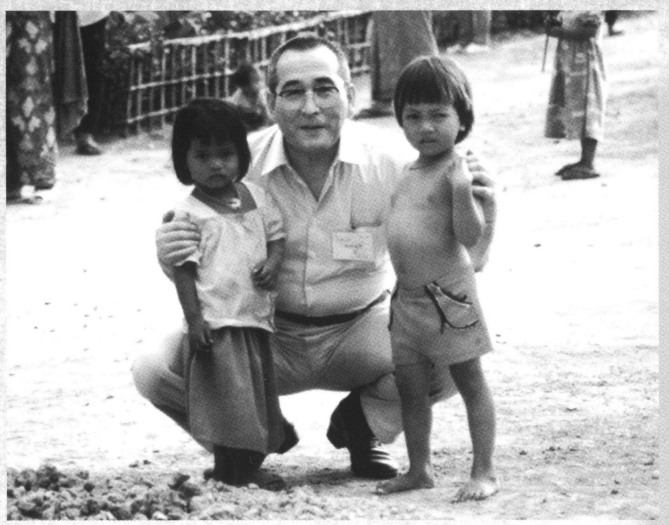

『がんばれ仏教』(上田紀行著・NHK出版) でも紹介されている、
NGOの先駆者として生きた、現代を代表する僧侶、
有馬実成(ありまじつじょう)の生涯に迫るノンフィクション！

僧侶・有馬実成(1936—2000)は、日本を代表するNGO、「シャンティ国際ボランティア会」立ち上げの中心となった人である。若き頃から仏教者としての役目を問い、地域に密着した寺院の復興や文化活動、在日朝鮮人・韓国人遺骨返還運動などに取り組んだ。そして1979年、インドシナ難民支援の道に進む。日本のNGOの先駆者として道なき道を歩み、死の間際まで命を燃やし続けた僧侶が見つめていた世界とは——。

■シャンティ国際ボランティア会
大菅 俊幸 著

大法輪閣刊

定価：本体2,200円＋税
360頁／並製（仮フランス）

■必要事項(※)を記入の上、ファックスでお申し込みください。但し、送料実費を申し受けます。
SVA：03－3350－1980(電話 Fax 共通)

ご注文書

泥の菩薩—NGOに生きた仏教者、有馬実成

大法輪閣刊　　定価：本体2,200円＋税　ISBN4-8046-1231-9

お名前 ※	ご注文数 ※　　冊
ご住所 ※	電話番号 ※　　(　　)

全国曹洞宗青年会
そうせい
No.134
2006.Jul

Contents

04 全曹青情報局
- 平成18年度 全曹青定期総会報告
- 法式委員会『萬燈供養・祈祷太鼓の手引き』研修会レポート
- 平成17年度歳入歳出決算書／特別会計報告（ボランティア基金／特別事業積立金）
- 平成18年度歳入歳出予算書／全日仏・千僧法要報告
- 会則改正のご報告

12 IT委員会紹介

14 青少年協会委員会レポート ― 精神医療の現場から（最終回）―

15 「EN×EN ぴーぷる」るんびに苑／藤 大慶師（浄土真宗本願寺派）

18 そうせいインフォメーション（四国管区大会・北海道管区大会）

20 世界の重層信仰（4） ― 東南アジア地域における重層信仰 ―

22 「禅」知識まんだら（5） ― チベット仏教における空とその修習法 ―

24 賛助会員名簿

26 青年会モザイク《愛知県第一曹洞宗青年会》

27 あまんずそうせい

28 寺族の窓

29 そうせいサロン

31 菜食健美
対談 白澤雪俊師 × 佐藤初女さん（森のイスキア主宰）

32 そうせい美術館《十七条板袈裟》

Cover Background Design : 広瀬知哲

©そうせい2005 本誌の記事・写真・イラストレーションの無断転載を禁じます

全曹青 情報局

平成十八年度 全国曹洞宗青年会 定期総会 開催

五月三十日(火)午後一時三十分より、曹洞宗檀信徒会館三階桜の間に於いて、会員諸師百二十名の参加を得て、平成十八年度全国曹洞宗青年会定期総会が開催されました。

総会に先立っての前日二十九日(月)には、評議員会(出席三十九名、欠席十一名)が開かれ、建設的な議論が交わされた後、下記議案がそれぞれ可決されました。

総会当日は、午前十時より、法式委員会による「萬燈供養・祈祷太鼓の手引き」の研修会が行われました。(本誌、五頁抄録)

その後、休憩をはさんでの午後一時三十分より定期総会が開催されました。香村一孝副会長による開会の辞の後、第十六期会長・宮寺守正師を導師に開会諷経が厳修されました。続いての会長挨拶では、各加盟曹青会、会員諸師のご理解ご協力によって、十七年度の会務を終えることが出来たことへの謝意が述べられました。また、ご来賓の曹洞宗宗務庁人事部長・荒井源空老師より、ご挨拶と青年僧への激励を頂戴いたしました。その後、議長団の選出が行われ(議長 橘智法師・宮城県曹洞宗青年会/副議長 日比野泰英師・愛知県第三曹洞宗青年会)、迅速な議事進行の結果、左記の議案がそれぞれ承認されました。

第一号議案　会則改正の承認について

第二号議案　平成十七年度事業および決算報告、監査報告の承認について

第三号議案　平成十八年度事業計画及び予算の承認について

第四号議案　第十七期会長選考の経過報告

この中の第一号議案では、会則改正に関する委員会委員長・山口英寿師より、今回の会則改正までの経緯報告がなされました。(本誌、八、九頁抄録)

また、第四号議案では、第十七期会長選考委員会委員長・森道輝師(関東管区理事)より、次期会長選考についてのこれまでの経緯報告がなされました。第十七期全曹青会長には、芳村元悟師(北海道第二宗務所青年会)が、副会長には、長井峰宗師(佐賀県曹洞宗青年会)、中村嘉秀師(愛知県第一曹洞宗青年会)、久間泰弘師(曹洞宗福島県青年会)がそれぞれ選出され、満場一致にて承認されました。そして、総会の最後には、執行部事務局より、鹿児島県曹洞宗青年会が新たに全曹青へ加盟することが報告されると、万雷の拍手によって歓迎の意が表されました。

こうして三時間に亘っておこなわれた総会は、門脇昌文副会長の閉会の辞により無事に閉会いたしました。

『そうせい』アンケート結果報告

広報委員会では、この一年間の編集方針を振り返り、また、次年度の編集に読者の声を反映していくために、総会出席者を対象にアンケートを実施いたしました。(有効回答数78)

①興味を引いた特集記事は？(複数回答可)

130号「エンゲイジド・ブッディズムとは」…… 13
131号「アニメ世代のための宗教ガイド」…… 20
132号「平成17年度禅文化学林・岐阜大会」…… 21
133号「仏教者の宗教教育へのかかわり方を考える」…… 28

②興味を持って読んでいる連載記事は？(複数回答可)

1、EN × EN ぴーぷる …… 8
2、全曹青情報局 …… 10
3、青年会モザイク …… 9
4、そうせいインフォメーション …… 4
5、精神医療の現場から …… 20
6、ＩＴ知恵袋 …… 10
7、委員会紹介 …… 5
8、賛助会員名簿 …… 3
9、禅知識まんだら …… 18
10、寺族の窓 …… 17
11、そうせい相談室 …… 7
12、あまんずそうせい …… 6
13、菜食健美 …… 19
14、世界の重層信仰 …… 8
15、そうせいサロン …… 3
16、そうせい美術館 …… 12
17、広告 …… 1

③そうせいのデザイン(表紙等)について

大変良い …… 32
良い …… 19
普通 …… 13
悪い …… 0
印象にない …… 6
無記入 …… 8

④そうせいの記事は読み易いですか。

はい …… 43
いいえ …… 16
どちらでもない …… 7
無記入 …… 12

⑤その他・意見感想等

・法話の材料になるような豆知識・時事ネタなど掲載してほしい。
・難しすぎる。専門用語を少なくし、もっと分かり易いものを作ってください。
・大変勉強になるが、時々高度過ぎて読むことを途中でやめてしまうことがある。不勉強といわれればそれまでだが、もう少し解りやすい言葉で表現していただけたら助かります。
・青年僧の目から見た、宗門への疑問点などをドシドシ書いてください。
・憲法九条について(改正)アンケート結果が掲載されていましたが、青年僧としての意見や宗教(仏教)ではどうなのか、深く掘り下げていただきたい。
・「寺族の窓」は読み易く、寺族も楽しみにしております。大変良い企画だと思いますので、今後も是非継続してください。

法式委員会

『萬燈供養・祈祷太鼓の手引き』研修会レポート

五月三十日(火)、曹洞宗檀信徒会館にて行われた全国曹洞宗青年会総会の中央研修会は、我々法式委員会が、これまでに出した『DIGIそうせい』を使って勉強会をするということになりました。ご承知の通り、当委員会では前期の第十五期に『萬燈供養の手引き』を、そして今期の第十六期では『祈祷太鼓の手引き』と、法要の差定や進退、作法についての資料を提供して参りました。これまで発刊・頒布した資料は、全曹青の会員諸師をはじめ多くの皆さまに手にしていただき、完売となっております。本当にありがとうございます。

そこで、今回はそのお礼の意味も含めて、皆さまと一緒に学びの場を設けることを目的に、一ヶ月をかけて準備し、当日にそなえましたが、午後に総会を控えた当日は、九十五人という多くの青年僧侶に御随喜いただきました。

内容は前後半に分けて行い、前半は菅原研洲委員(宮城県曹青)が『萬燈供養の手引き』を用いながら、萬燈供養における歴史・宗門での導入例・差定・配役・準備物等の説明を行い、北陸や東北などの一部の地域では盛んな萬燈供養の導入を参加者に勧めました。多くの宗派で行われていますが、宗門では江戸時代末期から明治時代初期にかけて長野県茅野市の頼岳寺で導入され、その後北陸を中心に拡大したとされています。差定は萬燈のともしびによる道場の荘厳を行いながら、両班による経文の頌写供養を塔婆供養と組み合わせたものだとの解説を行いました。

後半は、田中圭春副委員長(兵庫県第二曹青)と貝野元丈委員(石川県曹青)が太鼓を持ち込み、祈祷太鼓の実技指導を行いました。参加者全員に太鼓を配ることはできないので、バチは持参していただくことにして、執行部に用意してもらった座布団を代用にしながら練習していただきました。内容は、ただのベタ打ちから、六十本打ちやドンツク打ち(テンツク打ち)などの基本形を練習していただき、通して打てることを試していただきました。

最後に、お断りしておきますが、今回ご紹介した行持は両方とも宗門が定める『行持軌範』には載っておりません。導入の際には、その点を考慮に入れて慎重に行ってください。

例年は外部講師をお招きして行っていた中央研修会を今年は委員会内で行うということになり、当初は不安もありましたが、無事終わって委員一同胸をなで下ろしました。あらためまして、ご参加いただいた皆さまに心から御礼申し上げます。

法式委員会　合掌

全国曹洞宗青年会　平成17年度特別会計(ボランティア基金)報告

期間　平成17年４月１日～平成18年３月31日

歳入総額　3,340,765円
歳出総額　671,115円
差引残額　2,669,650円

歳入の部　（単位：円）

項目	金額	備考
前年度繰越金	3,340,765	
合計	3,340,765	

歳出の部　（単位：円）

項目	金額	備考
復興活動助成金	100,000	被災地宮崎青年会へ活動助成
復興支援金	500,000	新潟県被災地へ復興支援金
被災地活動費	25,745	車両費、食材費、燃料費、滞在費、備品費等
交通費	45,370	復興活動交通費
通信費	0	復興活動通信費
合計	671,115	

差引残額 2,669,650円を次年度に繰り越します。

全国曹洞宗青年会　平成17年度特別会計(特別事業積立金)報告

期間　平成17年４月１日～平成18年３月31日

歳入総額　1,000,000円
歳出総額　0円
差引残額　1,000,000円

歳入の部　（単位：円）

項目	金額	備考
積立金	1,000,000	
合計	1,000,000	

歳出の部　（単位：円）

項目	金額	備考
	0	摘要項目無し
合計	0	

差引残額 1,000,000円を次年度に繰越いたします。

以上の通り報告いたします。

平成18年５月30日

全国曹洞宗青年会　会長　宮寺　守正　㊞
会計　丹波　謙雄　㊞

監査報告

平成17年度全国曹洞宗青年会、一般会計及び特別会計について、平成18年５月17日に東京グランドホテル蘭の間にて、会長、副会長立ち合いのもと、諸帳簿・証書・関係書類を監査したところ、収入・支出・残金ともそれぞれ合致し、適正かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

平成18年５月30日

全国曹洞宗青年会　監事　北村　学爾　㊞
監事　芳村　元悟　㊞

平成17年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出決算書

期間　平成17年４月１日～平成18年３月31日

歳入合計金額　36,248,962円
歳出合計金額　32,525,242円
差引残額　3,723,720円

歳入の部　△印は減（単位：円）

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1. 会費	1. 会費		14,448,500	14,895,500	447,000	
		1. 会費	1,448,500	1,467,500	19,000	500円×2,931名 1,000円×2名
		2. 賛助会費	13,000,000	13,428,000	428,000	2659件 (そうせい賛助)
2. 助成金	1. 助成金		15,600,000	15,560,000	△40,000	
		1. 事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より (500万×3回)
		2. 協賛金	600,000	560,000	△40,000	「そうせい」広告料等
3. 諸収入	1. 諸収入		973,579	3,815,541	2,841,962	
		1. 事業収入	900,000	3,005,140	2,105,140	DVD、花まつり事業収入等
		2. 雑収入	73,579	810,401	736,822	寄付金・預金利息・添菜等
4. 繰越金	1. 繰越金		1,977,921	1,977,921	0	
		1. 前年度繰越金	1,977,921	1,977,921	0	
合計			33,000,000	36,248,962	3,248,962	

歳出の部　△印は減（単位：円）

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1. 事業費			22,750,000	22,616,185	△133,815	
	1. 委員会費		9,850,000	8,961,807	△888,193	
		1. 総務委員会費	1,000,000	540,394	△459,606	
		2. 広報委員会費	4,550,000	4,523,275	△26,725	
		3. 青少年教化委員会費	1,000,000	787,788	△212,212	
		4. ボランティア委員会費	1,000,000	864,801	△135,199	
		5. 法式委員会費	1,300,000	1,299,498	△502	
		6. ＩＴ委員会費	1,000,000	946,051	△53,949	
	2. 広報費		9,700,000	10,664,466	964,466	
		1. 印刷費	4,500,000	5,438,000	938,000	「そうせい」印刷費
		2. 封筒印刷費	1,200,000	1,260,000	60,000	「そうせい」発送用封筒代2年分
		3. 発送費	4,000,000	3,966,466	△33,534	「そうせい」郵送代
	3. 本部事業費	1. 本部事業費	2,400,000	2,576,250	176,250	禅文化学林、花祭り事業等
	4. 研修費		800,000	413,662	△386,338	
		1. 研修費	300,000	60,000	△240,000	禅の集い中央研修会、防災ボランティア研修会
		2. 記念式典費	500,000	353,662	△146,338	30周年記念特別事業総括
2. 運営費			9,850,000	9,509,057	△340,943	
	1. 会議費		7,600,000	7,656,585	56,585	
		1. 役員会費	3,500,000	3,495,254	△4,746	執行部会・理事会・説明会等
		2. 総会費	4,100,000	4,161,331	61,331	総会・評議員会・委員会総会
	2. 事務費		450,000	362,510	△87,490	
		1. 印刷消耗品費	150,000	131,756	△18,244	
		2. 通信費	250,000	199,220	△50,780	郵送代、手数料等
		3. 備品費	50,000	31,534	△18,466	
	3. 渉外費		1,750,000	1,469,962	△280,038	
		1. 助成金	700,000	500,000	△200,000	管区大会 10万×5管区
		2. 慶弔費	300,000	378,362	78,362	管区大会祝賀 3万×5管区等
		3. 負担金	150,000	100,000	△50,000	全日仏青加盟負担金等
		4. 交通費	600,000	491,600	△108,400	管区大会・全日仏青等出向助成等
	4. 雑費	1. 雑費	50,000	20,000	△30,000	管区檀信徒大会智慧のわ出店料
3. 予備費	1. 予備費		400,000	400,000	0	
		1. 予備費	400,000	400,000	0	「そうせい」印刷費へ充当
合計			33,000,000	32,525,242	△474,758	

＊差引残額 3,723,720円を次年度に繰越します。

『仏法興隆花まつり 千僧大般若法要』報告

四月二十六日(水)に、奈良県・東大寺大仏殿に於いて、「本願聖武天皇千二百五十年御遠忌 仏法興隆花まつり千僧大般若法要」(主催：全日本仏教青年会・南都二六会・東大寺・全曹青 協力：近畿曹洞宗連絡協議会・全曹青法式委員会)が、超宗派の青年僧一四二名のご加担を得て厳修されました。

法要では、宮寺守正・全曹青会長が導師を務め、大分県別府市の和泉徹氏が戦没者供養のために約三十年かけて浄写され、昨年東大寺へ奉納された「大般若波羅蜜多経 六百巻」が転読されました。

「仏法興隆花まつり千僧大般若法要を終えて」

南都二六会会長 奈良県・十輪院住職 **橋本純信**

この度の「仏法興隆花まつり千僧大般若法要」が無事、成功裏に厳修されたこと感慨深く存じます。

この法要は昭和六十三年から今回まで十八年間、毎年欠かさず行われています。このような宗派を超えての法要は、とても意義深いものがあります。行動力のある青年僧が「仏法興隆・人類の福祉・世界の平和」という目的を一つにして、その聖地である東大寺に結集することは世間に対するアピールと共に、青年僧たち自身の自覚にも大きな影響を与えるものと思います。

それぞれのご自坊で活動されることも大切ですが、一人の力では限界があります。一年に一回、この法要に参加し、そこで大きな連帯意識を感じ取ることにより新たな発想が生まれ、世の中を動かすものとなります。こうした法要は他にはないでしょう。いつまでも長く続くことを祈念しています。

全日本仏教青年会が主体となるのはもちろんですが、他宗派より充実した行動力、統制力、動員力などをお持ちの全曹青の皆さまが、今後も中心となって参加していただきたく願っています。益々のご隆昌をお祈り申し上げます。

平成18年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出予算書

期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日

歳入合計金額 34,700,000円
歳出合計金額 34,700,000円
差引残額 0円

歳入の部 △印は減（単位：円）

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
1. 会費	1. 会費		14,448,500	14,467,500	19,000	
		1. 会費	1,448,500	1,467,500	19,000	500円×2,931名 1,000円×2名
		2. 賛助会費	13,000,000	13,000,000	0	
2. 助成金	1. 助成金		15,600,000	15,550,000	△50,000	
		1. 事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より (500万×3回)
		2. 協賛金	600,000	550,000	△50,000	「そうせい」広告料
3. 諸収入	1. 諸収入		973,579	958,780	△14,799	
		1. 事業収入	900,000	900,000	0	花まつり事業収入等
		2. 雑収入	73,579	58,780	△14,799	寄付金・預金利息等
4. 繰越金	1. 繰越金		1,977,921	3,723,720	1,745,799	
		1. 前年度繰越金	1,977,921	3,723,720	1,745,799	
合計			33,000,000	34,700,000	1,700,000	

歳出の部 △印は減（単位：円）

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
1. 事業費			22,750,000	23,150,000	400,000	
	1. 委員会費		9,850,000	10,250,000	400,000	
		1. 総務委員会費	1,000,000	1,400,000	400,000	
		2. 広報委員会費	4,550,000	4,600,000	50,000	
		3. 青少年教化委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
		4. ボランティア委員会費	1,000,000	1,200,000	200,000	
		5. 法式委員会費	1,300,000	1,000,000	△300,000	
		6. IT委員会費	1,000,000	1,050,000	50,000	
	2. 広報費		9,700,000	9,400,000	△300,000	
		1. 印刷費	4,500,000	5,400,000	900,000	「そうせい」印刷費
		2. 封筒印刷費	1,200,000	0	△1,200,000	「そうせい」発送用封筒代2年分
		3. 発送費	4,000,000	4,000,000	0	「そうせい」郵送代
	3. 本部事業費		2,400,000	2,500,000	100,000	
		1. 本部事業費	2,400,000	1,000,000	△1,400,000	花まつり事業等
		2. 禅文化学林開催費		1,500,000		禅文化学林開催助成費
	4. 研修費		800,000	1,000,000	200,000	
		1. 研修費	300,000	1,000,000	700,000	禅の集い中央研修会、坐禅講習会開催費等
		2. 記念式典費	500,000			
2. 運営費			9,850,000	11,050,000	1,200,000	
	1. 会議費		7,600,000	8,200,000	600,000	
		1. 役員会費	3,500,000	4,000,000	500,000	執行部会・理事会・次期執行部予定者会議
		2. 総会費	4,100,000	4,200,000	100,000	総会・評議員会
	2. 事務費		450,000	550,000	100,000	
		1. 印刷消耗品費	150,000	150,000	0	
		2. 通信費	250,000	350,000	100,000	
		3. 備品費	50,000	50,000	0	
	3. 渉外費		1,750,000	2,250,000	500,000	
		1. 助成金	700,000	700,000	0	管区大会 10万×7管区
		2. 慶弔費	300,000	400,000	100,000	管区大会祝賀 3万×7管区等
		3. 負担金	150,000	150,000	0	全日仏青加盟負担金等
		4. 交通費	600,000	1,000,000	400,000	管区大会・全日仏青等出向助成
	4. 雑費	1. 雑費	50,000	50,000	0	
3. 予備費	1. 予備費		400,000	500,000	100,000	
		1. 予備費	400,000	500,000	100,000	
合計			33,000,000	34,700,000	1,700,000	

※尚、各項・目間の流用を認めるものとします。

以上のとおり、予算を提案いたします。

平成18年5月30日

全国曹洞宗青年会 会長 宮寺 守正
会計 丹波 謙雄

「会則改正のご報告」

会則改正に関する委員会委員長　**山口英寿**

この度の会則改正の定期総会承認にあたり、これまで会員各位に対する周知にご協力をいただきました、各加盟青年会会長並びに評議員諸師にまずもって御礼申し上げます。

旧会則は、昭和五十七年十一月十四日に施行された後、

昭和五十七年五月十四日　一部改正、
昭和六十年　五月　八日　一部改正、
平成　二年　五月十一日　一部改正、
平成　四年　五月十三日　一部改正、
平成　七年　六月　一日　一部改正、
平成　十年　六月十六日　一部改正、
平成十一年　六月十七日　一部改正、
　同　年　九月　一日　施行、
平成十二年　六月二十三日
　一部文字訂正、
平成十六年　六月　四日　一部改正、

と右記のように、幾度もその時代の執行部・理事の皆さまの叡智を結集し、会の発展と共に会則改正がなされて参りました。

しかしながら、全曹青の現状をみると、当会への加盟制度が個人加盟から団体加盟中心に変わり、その事業内容も青少年教化に特化したものから、多岐にわたる活動へと変化してきました。そこで、第十五期において、会長・理事・副会長・顧問・事務局長・会計・総務委員長・監事・事務局次長で構成される『会則改正に関する委員会』を設置し協議を進めることにいたしました。その中で、現在の会の状況にそぐわない部分がある点、本則に盛り込むべき細則がある点、会則内で統一された文言が使用されていない点などが指摘され、その他の点についても会則全般にわたり見直しが必要である旨が確認されました。また、平成十五年五月には郵政事業庁から、平成十六年八月には宗務庁教化部から会則改正を推進するよう指導が有りましたので、平成十六年九月二十八日の平成十六年度・第二回評議員会において、会則改正に関しての議案を提出し、会則全面改正の推進と当委員会への会則改正についての全面的委任が、満場一致にて議決されました。

また、『会則改正に関する委員会』の構成員は一覧の通りですが、各加盟青年会の意見を出来得る限り反映させるため、理事各位に意見の集約と報告をしていただきました。さらに、法律の専門家という立場から、見野彰信弁護士にアドバイザーになっていただき、一般社会にも情報開示可能な会則を目指して慎重に審議を進めました。

その結果、平成十七年五月十一日の平成十七年度・第一回評議員会に改正案を提出いたしましたが、更なる検討を望む声があり継続審議となりました。（委員会において、委員長は第十六期も留任）その後は、会則改正について説明要請のあった、東北・東海・九州各管区に於いて説明会を開催し、平成十七年十一月三十日の平成十七年度・第二回評議員会に再度改正案（修正案）を提出し可決されました。委員会では、その後も継続して会則の精査を進め、平成十八年五月二十九日の平成十八年度・第一回評議員会に修正案を提出し可決。同三十日の平成十八年度定期総会に於いて御承認いただきました。

以上、この度の会則改正までの経緯を縷々綿々申し述べて参りましたが、旧会則が三十年にわたり会員に親しまれ、会の発展に大きく寄与したように、新会則も皆さまに愛され育んでいっていただくことを願ってやみません。

最後に、『会則に関する委員会』各委員に深く感謝申し上げ、委員会報告といたします。

合掌

【評議員会並びに管区説明会における主な質疑、並びにその回答に於いて質疑の多かった事項】

◆新会則における全体構造

現状の会議体のあり方と構成員、それに付随すべき規定を整理すべきではないかとの観点から、序列の並び替えをした。旧会則では細則として重要度の序列なく表記されていたため、本則に盛り込むべきものは盛り込み、会議体別に整理した。それぞれの権限の大小は上から下へと流れる。

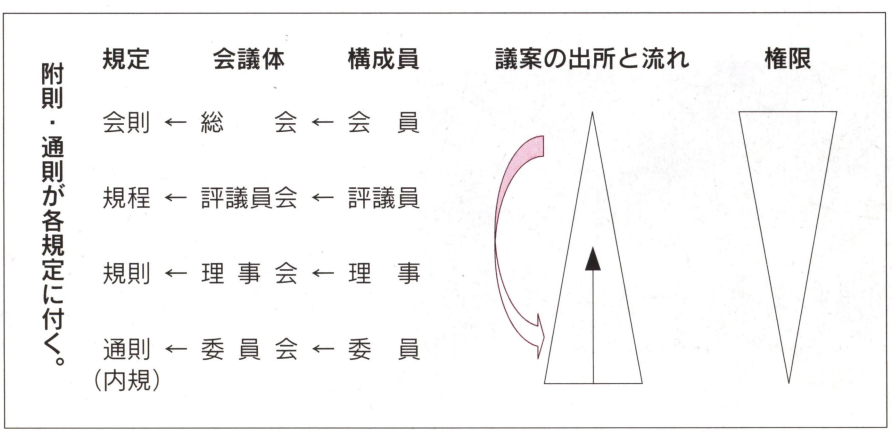

◆第三条：会の目的の変更について

旧会則第三条には「青少年教化を主たる事業目的とする」とあるが、現在は青少年教化のみの活動にとどまらない等、会の現状にそぐわない部分があることから、改正することとなった。

当初三つの改正案があり、委員会内でそれぞれ書き出し、一言一句チェックをし、不適切な箇所を修正、日本語として理解可能かを書き足し、三案目を基に現在の第三条ができた。北海道苫小牧駒澤大学元学長・名誉教授　近藤聖欣老師（中国禅宗史）にもご確認いただいた。

なお、我々が依拠すべきは法律等の世俗的な概念ではなく、清規であるという見解から「古教照心」という文言を『衆寮箴規』から、「乳水和合」という文言を『重雲堂式』からそれぞれ引用した。

◆第十八・十九条、議事運営規程第十三条：議決権および代理権について

我々はもとより曹洞宗の宗侶であり、人権・平和・環境の三つのスローガンを標榜している団体の構成員である。現行会則において、会費を払っている会員に議決権がないのは、人権を標榜している団体の構成員として本来あるべき姿ではないと考え、今回盛り込むこととした。

しかし、現状の総会を見ると、全会員の過半数（壱千五百人以上）が参集することは現実的ではないことから、代理権を付与するという方法を採択した。ここ数年の平均壱百名出席の総会を考えると、総員の過半数を超える票を付与するには、一人二十票必要であることから、一人二十票の代理権をもって総員の意見を反映させる形とした。なお、一人あたりの票数については、行使の際に再審議することも必要であると考える。

また、代理権の行使については第二十三条第二項に基づき、評議員会において、総会における審議が必要と議決された議案について、その審議を総会に委託することができるものとした。

第十五期全国曹洞宗青年会
会則改正に関する委員会

委員長　山口英寿（会長）（北海道管区理事）
委員　芳村元悟（東北管区理事）
伊串泰純（関東管区理事）
森　道輝（東海管区理事）
志比道栄（北信越管区理事）
鈴木天章（近畿管区理事）
葛城天裕（中国管区理事）
田中証道（四国管区理事）
島崎敬童（九州管区理事）
葛籠貫喜昭（九州管区理事）
宮寺守正（副会長）
河村康秀（副会長）
和田光史（副会長）
池上幸秀（顧問）
逸見智孝（事務局長）
香村一孝（会計）
大坂恵司（総務委員長）
本土一真（監事）
北村学爾（監事）
記録　中村嘉秀（事務局次長）
管区理事前任者（平成十五年度迄委員）
小林真悟（関東管区前理事）
舟橋宗広（東海管区前理事）
平岩浩文（近畿管区前理事）
弁護士　見野彰信（野田信彦法律事務所［北海道］）

第十六期全国曹洞宗青年会
会則改正に関する委員会

委員長　山口英寿（顧問）
委員　大嶽俊行（北海道管区理事）
葦原憲義（東北管区理事）
森　道輝（関東管区理事）
志比道栄（東海管区理事）
高橋英寛（北信越管区理事）
葛城天裕（近畿管区理事）
佐瀬宏洋（中国管区理事）
舛田豊範（四国管区理事）
小島宗彦（九州管区理事）
宮寺守正（会長）
門脇昌文（副会長）
香村一孝（副会長）
大坂恵司（副会長）
大室俊英（事務局長）
丹波謙雄（会計）
北村学爾（監事）
芳村元悟（監事）
池上幸秀（十五期委員）
河村康秀（十五期委員）
記録　中村嘉秀（総務委員長）
喜美候部鐵示（事務局次長）
弁護士　見野彰信（野田信彦法律事務所［北海道］）

こどもよう
ちえのわ
おしゃかさまと、でかけよう！

「智慧のわ」は全国曹洞宗青年会ウェブサイトからもご注文いただけます。
http://www.sousei.gr.jp

申し込み・問い合わせ先
FAX／0297－58－4496
全曹青 ボランティア委員会

全国曹洞宗青年会 会則

第一章 総則

第一条（会の名称）
本会は、全国曹洞宗青年会と称する。

第二条（事務所の所在地）
本会は、事務所を東京都港区芝二丁目五番二号曹洞宗宗務庁内に置く。

第三条（会の目的）
本会は、古教照心の示訓を旨に自己の研鑽に努め、互いに乳水和合し、自由で創造的な活動を通じ、心豊かな社会の形成を目的とする。

第四条（会の組織）
本会は、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって組織する。

第五条（会の事業）
本会は、第三条の目的を遂行するため、青年宗侶及び会員の智と力を結集して、以下の事業を行う。
① 現代の諸問題に関する研究及びその対応活動。
② 各曹洞宗青年会活動との連携及び支援、並びに親睦を図る。
③ 教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
④ 情報誌の発刊並びに図書・資料の刊行及び紹介。
⑤ その他本会に必要と認められる事業。

第六条（事業年度）
本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七条（規程又は規則の制定）
一、本会は、この会則を実施するため、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第二章 会員

第八条（会員の種類）
本会の会員は、次の三種類とする。
① 正会員
満年齢十八歳以上四十歳以下の宗侶。ただし、事業年度内に四十一歳に達した場合は、当該事業年度内は正会員とする。
なお、団体にて加盟する場合は、その規定に準ずる。
② 賛助会員
本会の目的に賛同する者。
③ 特別会員
本会が推薦する者。

第九条（入会）
一、本会に入会しようとする者は、本会が定める入会申込書を本会に提出して入会の申込をしなければならない。
二、本会に入会の申込をした者は、理事会において入会の承認を受けた後、当該年度の会費を支払ったとき、本会の会員になったものとする。

第十条（退会）
一、本会を退会しようとする者は、本会が定める退会申込書を本会に提出して退会の申込をしなければならない。
二、本会に退会の申込をした者は、理事会において退会の承認を受けたとき、本会を退会したものとする。

第十一条（会員の権利及び義務）
本会の会員は、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有し、会則その他の規定を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

第三章 総会

第十二条（総会の種類）
一、総会は定期総会と臨時総会とする。
二、定期総会は毎年五月に開き、臨時総会は必要ある場合に随時これを開く。

第十三条（総会の組織）
総会は、本会正会員をもって組織する。

第十四条（総会の審議事項）
総会においては次の事項を審議する。
① 評議員会において総会に付することを相当と認めた事項。
② 事業計画及び事業報告に関する事項。
③ 予算の議決及び決算の承認に関する事項。
④ 会則の制定、変更に関する事項。
⑤ 重要な資産の処分に関する事項。

第十五条（総会の招集手続）
一、総会は会長が招集する。
二、総会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。
三、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。

第十六条（正会員による招集請求手続）
一、正会員は、会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を会長に提出して、臨時総会の招集を請求することができる。その場合、正会員総数の半数以上の同意を要する。
二、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。

第十七条（議長）
一、総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。
二、議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理する。
三、総会において、会長に事故あるときは、副会長が議長の職務を行う。
四、会長及び副会長ともに事故あるときは、その総会において議長を定める。

第十八条（議決権）
一、総会における正会員の議決権は、一人につき一個とする。
二、正会員は、別に定める規程によって、その議決権を行使することができる。

第十九条（議決の方法）
一、総会における議決は、この会則に別段の定めがある場合を除いては、出席した正会員の過半数で決する。
なお、代理人をもって、その議決権を行使する正会員は、総会に出席したものとみなす。
二、議長は正会員として議決に加わることができない。可否同数のときは議長が決する。

第二十条（議事録）
一、総会の議事については、議事録を作り、議長及び出席した正会員二人以上が、これに署名押印して本会に保存するものとする。
二、正会員は、いつでも議事録を閲覧し、謄写することができる。

第四章 評議員会

第二十一条（評議員会の組織）
一、本会に評議員会を置く。
二、評議員会は、評議員、管区理事及び執行部をもって構成する。
三、評議員は、各曹洞宗青年会が一名を選出する。
四、評議員会には、必要に応じて評議員以外の者を出席させることができる。

第二十二条（評議員の職務）
評議員は、評議員会における審議内容及び結果を、その所属する各曹洞宗青年会に報告する。

第二十三条（審議事項）
一、評議員会においては、次の事項を審議する。
① 本会の規程の制定、変更に関する事項。
② 総会又は理事会から委託された事項。
③ 総会に提出する議案に関する事項。
二、前項の審議事項に関し、評議員会において、総会における審議が必要と議決された議案については、その審議を総会に委託することができる。

第二十四条（評議員会の種類）
一、評議員会は定期評議員会と臨時評議員会とする。
二、定期評議員会は毎年五月に開き、臨時評議員会は必要ある場合に随時これを開く。

第二十五条（評議員会の招集手続）
一、評議員会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。
二、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。

第二十六条（評議員による招集請求手続）
一、評議員総数の二分の一以上の評議員は、会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を会長に提出して、臨時評議員会の招集を請求することができる。
二、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集の手続をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。

第二十七条（議決権及び定足数）
一、評議員会における評議員の議決権は、一人につき一個とする。
二、評議員は、代理人をもって、その議決権を行使することができる。
三、前項の場合、代理人は、正会員に限り、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
四、第二項の代理人は、正会員に限り、また一名で一名を超える評議員を代理することができない。
五、評議員会は、全評議員の三分の二以上出席しなければ開会することができない。ただし、代理人によって出席する評議員も評議員会に出席したものとみなす。

第二十八条（準用事項）
第十七条（議長）、第十八条（議決権）、第十九条（議決の方法）及び第二十条（議事録）の規定は、評議員会について準用する。

第五章 理事会

第二十九条（理事会の組織）
一、本会に理事会を置く。
二、理事会は、管区理事及び執行理事をもって組織する。
三、管区理事は、各管区において一名選出する。
四、執行理事は、会長及び副会長とする。
五、理事は会長以外の者を出席させることができる。

第三十条（理事の職務）
理事は、理事会を構成し、各管区曹洞宗青年会の相互連絡を図る。

第三十一条（審議事項）
理事会においては、次の事項を審議する。
① 本会の運営に関する事項。
② 総会及び委員会の運営に関する事項。
③ 本会の規則の制定、変更に関する事項。
④ 評議員会に付する議案に関する事項。
⑤ 総会又は評議員会から委託された事項。
⑥ その他本会の運営に必要と思われる事項。

第三十二条（定足数）
理事会は、全理事の過半数出席しなければ開会することができない。

第三十三条（準用事項）
第十五条一項（招集）、第十八条一項（議決権）、第十九条一項（議決の方法）及び第二十条（議事録）の規定は、理事会について準用する。

第六章 名誉総裁、名誉会長、顧問

第三十四条（名誉総裁、名誉会長、顧問の設置）
一、本会は、両大本山貫首を名誉総裁とする。
二、本会は、宗務総長を名誉会長とする。
三、本会は、顧問を置くことができる。顧問は理事会の議を経て選任する。

第七章 執行部

第三十五条（執行部の組織）
一、本会に執行部を置く。
二、執行部は、会長一名、副会長三名、各委員会委員長一名、事務局長一名、事務局員若干名、会計一名をもって構成する。

第三十六条（執行部の職務）
一、会長は、本会を代表し、会務を統理する。
二、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を行う。
三、副会長が会長の職務を行う順位は、副会長の協議による。
四、執行部は、総会、理事会及び評議員会の決議を尊重してその職務を行わなければならない。

第三十七条（執行部の選任）
一、会長、副会長及び執行部は、正会員の中から総会で選任する。
二、前項に関するほか、会長、副会長及び執行部の選任に関する規定は、「全国曹洞宗青年会執行部選考に関する規程」に従って選任する。

第三十八条（執行部の任期）
執行部の任期は二年とし、選任された年の定期総会開催日をもって始期とする。
第三十九条（欠員の執行部の選任）
一、執行部のうち欠員が生じた場合は、速やかに、その後任者を選任しなければならない。
二、後任者の執行部の任期は、前任者の残任期間とする。
三、任期の満了によって退任する執行部は、新たに選任された執行部が就任するまで、引き続きその職務を行う。

第八章 監事

第四十条（監事）
一、本会に監事を置く。
二、監事は二名とする。
三、監事は、理事会が推薦し、総会で選任する。
四、監事は、本会の会務及び財務を監査し、会の運営の健全化を図る。
五、監事は、本会の全ての会議に出席することができる。

第九章 委員会

第四十一条（委員会の設置）
本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために必要な委員会を設置する。

第四十二条（委員会の組織）
一、委員会は、委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員長は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。
三、委員は、正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
四、各委員会は、必要があると認めるときは、副委員長若干名を置くことができる。

第四十三条（委員会の職務）
一、委員長は、委員会を主宰する。
二、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。
三、副委員長の職務を行う順位は、副委員長の協議による。
四、各委員会は、必要があると認めるときは、前二条に規定するもののほか、各委員会の組織、職務及び議事手続について必要な事項は、規則をもって定めることができる。

第四十五条（特別委員会）
一、本会は、必要があると認めるときは、理事会の議を経て、特定の事項を行わせるため、特別委員会を置くことができる。
二、特別委員会の組織、職務及び議事手続について必要な事項は規則をもって定めることができる。

第十章 事務局

第四十六条（事務局の組織）
一、本会に、事務局を置く。
二、事務局は、事務局長一名、事務局次長一名、庶務若干名、常任幹事一名、幹事若干名をもって構成する。
三、事務局長、事務局次長及び庶務は、会長が指名し、理事会及び評議員会の議を経て選任する。また、常任幹事は宗務庁担当課長とし、幹事若干名は宗務庁担当課書記があたる。

第四十七条（事務局の職務）
一、事務局は、本会の一切の事務を処理する。
二、事務局長は、事務局を統括する。
三、事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故あるときは、事務局長の職務を行う。
四、庶務は、事務局長を補佐する。
五、常任幹事は局務を掌握し、幹事は会務に従事する。

第十一章 会計、資産及び会費

第四十八条（会計年度及び会計種別）
一、本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
二、本会の会計は一般会計、特別会計、基金会計とする。
三、本会は、特別の事業を実施するために必要

があるときは、理事会の議を経て特別会計を設置することができる。

第四十九条（経費）
本会の経費は、会費、賛助費、宗務庁助成金及び寄付その他の収入をもって支弁する。

第五十条（会計）
一、本会の資産は、会計が管理する。
二、会計は、会長が指名し、理事会及び評議員会の議を経て選任する。
三、監事は、収入及び支出の決算を監視し、定期総会において監査報告をしなければならない。

第五十一条（重要な資産の処分）
本会の重要な資産は、総会において出席した正会員の三分の二以上の同意がなければ処分することができない。

第五十二条（会費）
一、会員は、会費ないし賛助費を本会に納めなければならない。
ただし、団体にて加盟している場合には、当該団体を構成する会員の名簿を添付しなければならない。
二、会費は当該年度分を同年度の九月末日までに納めるものとし、その額は規程に定めるところによる。

第十二章　改正

第五十三条
この会則の改正は、総会において出席した正会員の三分の二以上の賛成をもって議決しなければならない。この場合において、代理人をもって議決権を行使する正会員も総会に出席したものとみなす。

附則

一、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則（昭和五十年十一月二十六日施行）は改正され、効力を失う。

全国曹洞宗青年会会費に関する規程

第一条（目的）
本会の会費及び賛助費については、本会会則第五十二条に基づき、この規程によって行う。

第二条（会費）
一、本会の会費は、年会費一、〇〇〇円とする。ただし、団体にて加盟している場合は、一会員あたり年会費五〇〇円とし、当該加盟団体はその当該年度の会員数分の年会費を納入する。
二、前項の会費には「そうせい」購読料四回分を含むものとする。

第三条（賛助費）
一、賛助費とは本会の目的または活動に賛同し納入された金員をいう。
二、前項の賛助費の額は、納入者の任意額とする。

第四条（規則）
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

全国曹洞宗青年会執行部の選考に関する規程

第一条（目的）
本会の会長及び副会長の選考は、公平及び中立を旨として、本会会則第二十七条第二項に基づき、この規程によって行う。

第二条（選考委員会）
一、本会は、会長候補者及び副会長候補者の選考を行うため、選考委員会を組織する。
二、選考委員会は、管区理事及び会長をもって構成する。
三、選考委員の任期は各期初年度定期総会終了時より翌年の定期総会までとする。
四、選考委員が欠けた場合は、当該管区から補欠選任する。その任期は前任者の残任期間とする。
五、選考委員会の委員は、その委員会において知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。

第三条（選考委員会委員長及び副委員長）
一、選考委員会に委員長及び副委員長各一名を置く。
二、委員長及び副委員長は委員の互選による。

第四条（選考委員会の職務）
一、選考委員会は次期会長候補者及び副会長候補者の届出の諸手続を定める。
二、前項の諸手続は、当該年度の二月一日まで公報する。

第五条（選考委員会の招集）
一、選考委員会は委員長が招集する。
二、選考委員会の会議は、委員三分の二以上出席しなければならない。
三、選考委員会の議事は出席委員の三分の二をもって決する。

第六条（委員の立候補及び推薦の禁止）
選考委員会の委員は、会長または副会長の候補者若しくはその推薦人となることはできない。

第七条（会長候補者の選考と資格）
一、会長候補者となろうとする者は、本会会則第八条に定める正会員の中から就任年度四月一日に満三十九歳以下の者より選考する。
二、前項の者は、各管区曹洞宗青年会代表者及び所属青年会代表者の推薦状を添付した申出書を、選考委員長に届け出なければならない。
三、選考委員会は、前項の候補者の中から次期会長候補者を一名選考する。選考の手続は第五条に定めるところによる。

第八条（副会長候補者の選考）
一、副会長候補者は会長候補者選出後に選考する。
二、副会長候補者の選考は、選考委員会と次期会長候補者が協議のうえ選出する。
三、副会長候補者選考の手続は第五条に定めるところによる。ただし、次期会長候補者は議決権を有しない。

第九条（執行部の資格）
執行部の構成員となろうとする者は、本会会則第八条に定める正会員の中から就任年度四月一日に満三十九歳以下の者でなければならない。

第十条（規則）
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

全国曹洞宗青年会基金運用規程

第一条（目的）
一、本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として全国曹洞宗青年会基金（以下「基金」という。）を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。

第二条（基金の種類）
基金とは、寄付金、添菜、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次のとおりに定める。
①　ボランティア基金
②　周年事業基金
③　その他の基金

第三条（基金の運用）
一、基金の運用は理事会の審議を経て決定するものとし、運用計画及び運用結果は、当該会計年度ごとに、会長が総会及び評議員会に報告しなければならない。
二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行うものとする。ただし、基金から生じた果実については、これを経常費とすることを妨げない。

第四条（基金の取り崩し）
一、基金を取り崩して一般会計ないし他の特別会計に充当するには、評議員会の審議を経て決定し、総会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合には理事会の審議を経て決定することができる。
二、基金の取り崩し及び充当については、会計年度ごとに会長が総会及び評議員会に報告しなければならない。

第五条（規則）
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

全国曹洞宗青年会議事運営規程

第一章　総則

第一条（目的）
この規程は、会則に基づき、総会、評議員会及び理事会における議事の進行を円滑にすることを目的とする。

第二章　議長

第二条（議長）
総会、評議員会及び理事会（以下「各会議」という。）の議長は、会則第十七条第一項の定めるところによる。

第三条（議長の職務）
一、議長は、各会議において公平な立場に立ち、その秩序を保持し、議事を整理する。
二、議長は、本規程に定めるほか、議事の進行に関して以下の行為を行う。
①　定足数及び議決方法など議事の進行ないし審議に関する説明
②　審議事項及び進行次第に関する説明
③　議事録作成人の指名
④　議事録署名人の指名

第四条（定足数）
一、評議員会又は理事会の開会時刻を経過しても、なお会則に定める定足数に達しないときは、議長は開会時刻の延期または流会を宣言することができる。
二、評議員会又は理事会の審議中に会則に定める定足数を欠くおそれのあるときは、議長は休憩若しくは流会を宣言することができる。

第三章　議案

第五条（議案）
各会議における議案、修正案又は動議の提出者は、当該会議の構成員でなければならない。
第六条（修正案）
一、議案について修正案を提出しようとする者は、他の出席者一名以上（但し、委任状による出席を除く。）の賛成を得て修正案を議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。
二、議案について修正案が提出されたときは、議長は、修正案をまず採決しなければならない。
三、同一議案について、数個の修正案が提出された場合は、議長が、採決の順序を決める。
四、修正案が全て否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第七条（動議）
一、この規程において「動議」とは、会議中に出席者から出された、予定された議案又は修正案以外の議題をいう。
二、動議を提出しようとする者は、他の出席者の三名以上（但し、委任状による出席を除く。）の賛成を得て動議を議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。
三、動議が提出されたときは、議長が、議案ないし修正案との採決の順序を決める。

第八条（議案等の説明）
各会議における議案、修正案及び動議の提出者は、当該会議の出席者に対し、提案の趣旨を記載した書面を配布して同趣旨を説明しなければならない。

第四章　議事の進行

第九条（進行次第の変更等）
議長が必要と認めたとき又は動議が提出されたときは、議長は、当該会議の議決を経て進行次第を変更することができる。

第十条（会議時間の延長等）
一、議長は、会議の予定時間内に進行次第における全ての議案の審議が終了しなかった場合は、当該会議の議決を経て、会議時間を延長し又は後日に延期することができる。
二、前項の場合において会議を後日に延期したときは、審議が終了しなかった議案を最優先して審議しなければならない。

第五章　採決

第十三条（総会における採決）
総会における採決については、会則第十八条二項に定める議決権の行使を以下のとおり定める。
一、正会員は、代理人をもって、その議決権を行使することができる。
二、前項の場合、代理人は、その所属青年会の正会員に限り、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
三、前項の代理人は、所属青年会の正会員に限り、また一名で二十名を超える正会員を代理することができない。
四、第二項の代理権を証する書面は、その所属青年会の会長の認証を受けたものでなければならない。
五、第二項の代理権を証する書面の記載内容については、別途規則に定めるところによる。

第十四条（採決方法）
一、議長は、採決の際に、採決を行う旨及び採決方法を告げなければならない。
二、前項の採決方法は、次のいずれかによらなければならない。
なお、採決方法の選択は議長の裁量による。
①　挙手
②　起立
③　記名投票
④　無記名投票

第十五条（議事録の作成）
一、各会議の議事については、議長から指名された議事録作成人によって議事録を作成し、議長及び当該会議の出席者一名以上が、これに署名押印して本会に保存しなければならない。
二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。
三、議事録は、作成後その記載内容を変更することはできない。但し、誤字脱字の加除訂正については、この限りではない。
四、正会員は、いつでも各会議の議事録を閲覧し、謄写することができる。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

全国曹洞宗青年会委員会通則に関する規程

第一条（目的）
この規程は、本会会則第四十二条に基づき、本会における各種委員会の運営の通則を定めるものである。ただし、各種委員会の規則において、別段の定めをすることを妨げない。

第二条（名称、目的等の定め）
委員会の名称、目的、組織、職務及び定数は、理事会の議を経て評議員会でこれを定める。

第三条（組織）
一、委員会は、委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員長は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。
三、委員は、正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
四、各委員会は、必要があると認めるときは、副委員長若干名を置くことができる。
副委員長は、委員が互選する。
五、委員の任期は一期二年間とする。ただし、再任を妨げない。

第四条（招集）
委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が選任されるまでは会長が招集する。

第五条（職務）
一、委員長は、委員会を主宰する。
二、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。
三、副委員長が委員長の職務を行う順位は、副委員長の協議による。

第六条（議決）
委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第七条（議事録）
委員会の議事については議事録を作り、出席した委員長及び委員一名が署名押印して、本会に保存するものとする。

第八条（資料の保管）
一、本会における各種委員会活動を通じて作成し、その所有権が本会に帰属する布教資料については、その保存及び管理は本会が行い、これを各種委員会及び事務局に委託することができる。
二、前項の布教資料における個人情報に関しては、各種委員会及び事務局がその責任において適切に管理する。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

委員会紹介

IT委員会

全曹青ホームページ「般若」が、新しく、便利になりました

ここ十年の間にパソコンはめざましい普及と進歩をとげました。いまや会社だけでなく各家庭でも気軽に使うことができる時代です。インターネットもパソコンの普及と同時に発達し、ホームページ（以下HP）を介して全世界の情報を手軽に知ることが出来るようになりました。

IT委員会の主な活動は、全曹青や各曹青会のさまざまな活動や情報を、インターネットや携帯などを通じて一般社会・会員など多くの人に発信していくことです。

さて今回は新しくなった全曹青HP「般若」について紹介をさせていただきます。

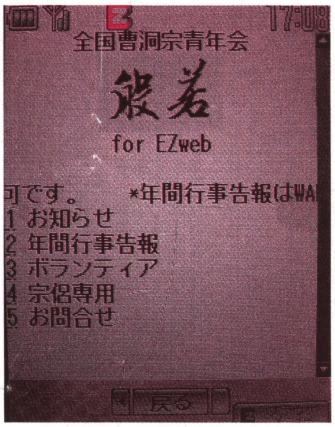

私たちはインターネットの技術が発達してきたことを受け、一年間の検討・研究の結果、最新技術を組み込んだHP「般若」を作成しました。五月から運用を開始しているのでお気づきの方もいらっしゃると思います。

1、携帯電話版HP「般若」

大きな特徴は、携帯電話からのアクセスができるようになったことです。同じ情報をパーソナルコンピュータ（以下PC）と携帯で確認できるわけです。

ご存じのようにここ数年災害が多発しています。そこで、随時携帯可能な携帯電話によって、災害時に発信した情報を、より素早く確認できる利点に着目しました。

2、加盟曹青会との連携

また日常的に使えるよう、「お知らせ」や「年間行事告報（六曜表示※1）」等も設けてあります。（PC携帯共用）

これは全曹青のみならず、各曹青会の担当者から直接、情報の登録ができるよう作ってあります。これまでのようにタイムラグがありませんので、各曹青会主催の行事を即座に知ることができます。

IT委員会としては、連絡協議会としての全曹青の性格を具体的に反映したコンテンツであると自負しています。

3、RSSの導入

簡単に説明しますと更新状況が分かる新技術です。

従来は、新しい情報が掲載されているか否かはHPを開かなければ分かりませんでしたが、このRSSは更新があったことを知らせてくれるので、アクセスする機会を少なくしてくれます。

利用の仕方は、HP左下「RSS配信について」をクリックして下さい。広報誌「そうせい」IT知恵ぶくろでも掲載予定です。

4、データの再編集

坐禅情報や各地の大会報告、過去の全曹青の活動等を項目毎に分類しました。「宗侶専用コーナー」は登録会員のみの提供となりますが、ライブラリには広報誌「そうせい」を創刊号から収録するなど多彩な情報が満載です。

5、その他の機能

その他、同一アドレスからPC・携帯への自動振り分け機能の搭載、SSL(暗号化)による各送信フォームのセキュリティー向上、宗侶専用コーナーがPC携帯共用になっているなど、多数の工夫を凝らしています。紙面では紹介し切れませんので、利用しながら発見をしていただけたらと思います。

なお携帯からのアクセスに際しては、URLを打ち込む手間を省くため、HP上から携帯に送信する機能を追加しています。HP左下「携帯への通知」をクリックして下さい。

またQRコードを掲載しましたのでそちらからの登録も可能です。

主な特徴を紹介させていただきましたが、これだけの機能を追加するに当たっては委員さんの協力あってこそ。

普段の活動に加え、サーバーの選定・移転、トップページのデザイン更新、談話室等のプログラムの選定、ページの作成等、新しくHPを立ち上げる数倍のエネルギーが必要でした。紙面を借りて御礼申し上げます。

QRコード
バーコードが進化したもの。URLの他、住所などの登録も可

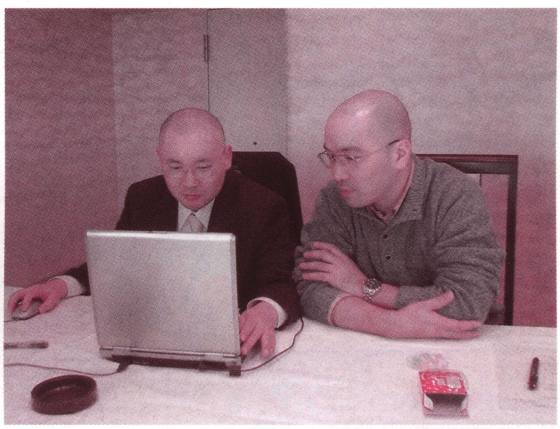

イラスト募集

本年度、寺報等で使える「イラスト集」を「般若」で公開する予定です。

つきましては、皆さまからのイラストを募集しています。HP利用者に自由に使っていただいてよいものを提供してください。

【送り先】

データの場合　it@sousei.gr.jp（サイズは500kb以下に願います）

手書きの場合

山口県周南市福川中市町六-二十七
真福寺内IT委員長宛
（〒七四六-〇〇六二）

注：著作権上他からの転用はご遠慮下さい。詳しくはHPをご覧下さい。

※1：六曜については人権上の配慮が必要です。詳しくはHPの「著作権等」をご覧下さい。

各委員コメント

委員長
大野　泰生
（山口県曹洞宗青年会）

多くの人に仏教に触れて欲しい。それがITとの出会いです。歴代仏祖の法を広めて行くため、宗侶のみなさん、ご協力お願いします。

副委員長
高垣　晶敬
（北海道第一宗務所青年会）

IT委員会の役目は会員の皆さまが正しく積極的に活用して初めて完成いたします。どうぞ、HPを有効に利用してください、それが我々の喜びです！

桑原　正寿
（静岡第三同志会）

皆さまが活用しやすいコンテンツを委員会で思案し、御意見を少しでも多く取り入れ、より使いやすい「般若」にするよう努力いたします。

福岡　一哉
（曹洞宗山梨県青年会）

本年も僧侶活動に役立つIT利用について研究していきたいと思います。提供しました情報が少しでも皆さまのお役に立てば幸いです。

吉澤　光雲
（曹洞宗長野県第一青年会）

浅学非才でありますが、今期もよろしくお願い申し上げます。

中沢　宏哉
（秋田県曹洞宗青年会）

見るサイトから参加するサイトへ、何時何処でも気軽に全国の仲間と最新情報の共有へ。「般若」がそんな身近な存在になれたらうれしいです。

高木　一晃
（四国地区曹洞宗青年会）

ITを通じて曹青活動を全世界に発信して理解を深め、人と人とをつなぐITづくりに努めたいと思います。

精神医療の現場から（最終回）

僧侶とソーシャルワーク

全曹青　青少年教化委員会委員　秋吉龍成

最終回の今回は、総括として人権と福祉についての私見を書きたいと思います。精神保健福祉領域では、不当に強制入院が行なわれてきた歴史があることなどから人権問題に関しては非常に敏感です。宗門において人権は、環境・平和と並んで実践活動のスローガンに掲げられています。私がここで取り上げたい人権問題とは、生存権や社会権を脅かすような人権侵害問題ではなく、誰もが身近なところで考えることができる福祉的な視点からの人権問題です。

人は誰でも自由に考え、発言し行動するという権利をもっているはずです。私たちの多くはそのことを至極当然のように考え、また特別意識することもなくその権利を行使しています。しかし健康面などの理由でその権利に制限が加えられる人が存在します。しかもこの制限は、当事者が生活する環境によって大きな差があります。一例を出してみましょう。ある地方に住むある人は移動手段として車椅子を用いていますが、最寄りの無人駅はホームへ行くために跨線橋の階段を使わなければならず、その人が列車に乗るためには誰かの手を借りなければならないという環境におかれています。一方、別の地域に住んでいる、同じように車椅子が必要なある人は、最寄り駅を利用する際に改札やホームへはエレベーターで行けるという環境におかれています。両者とも車椅子という条件は変わらないのですが、おかれている環境が違うことによって、前者の場合は「自分の意のままに、自分の行きたい場所に行く」という権利が行使できないのです。通勤のための列車利用であれば、働く権利までもが危うくなっているといえるでしょう。私たちの周りにも「お寺に行きたいけれど、膝が悪いから」という理由で参詣を控えている方がいらっしゃるのではないでしょうか。境内であれば、段差にスロープや手すりを設置することや本堂に椅子を用意することで、参詣への気兼ねを軽減することができるかもしれません。寺院に至るまでの道のりであれば、公共の施設である寺院までの通行上の障害が取り除かれ安全が確保できるよう行政に働きかけるというようなことができるかもしれません。

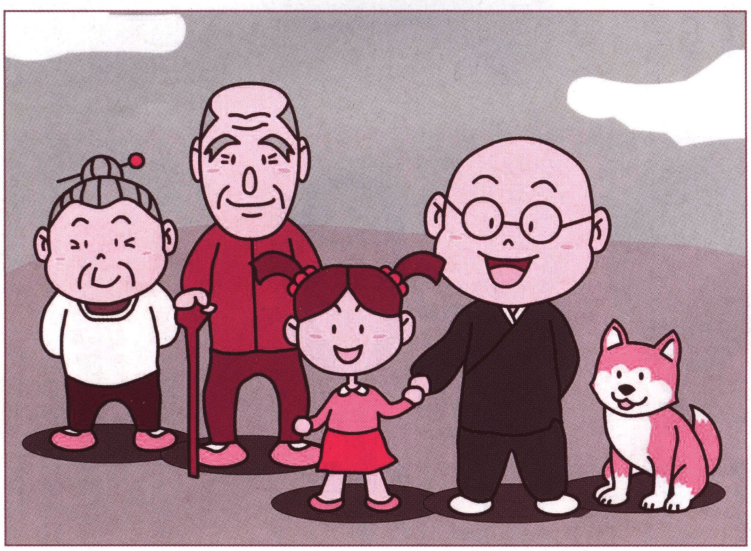

ここまでに書きましたことは福祉の視点そのものなのです。福祉とは、多くの人びとが満足できる生活を送れるように環境を整備することであり、当たり前のように行使できなければならない基本的人権を誰もが行使できるようにするための方便なのです。精神科医療の現場には、幻覚や妄想という精神症状のために、あるいは寛解していながらも症状が出ていた頃に周囲から自分に向けられていた冷たい視線に脅えているがために、自分の考えや行動に自信が持てなくなり人前に出ることを極度に恐れている方が大勢いらっしゃいます。そのような人に対してソーシャルワーカーは、社会に適応できるような言動の訓練指導を行なうことのほか、本人と一緒に街中に出てその成果に自信をつけてもらうなどして、その人が自分の意志を自分で実行できるよう福祉面からの援助を行ないます。

福祉や人権問題に取り組むということは大きな課題ではありますが、専門家にしかできないというわけではないのです。私たち宗門の人間にとって、自分の身の周りにいる、行使できて当然の権利を行使できていない人に対して心を向けることは、決して困難なことではないと思います。地域に存在する見過ごされがちな問題に気づき不利益を被る人を減らそうと努めることは、その地域に居ながら宗教に携わる私たちに大きく期待されていることではないでしょうか。

最後になりますが、五回にわたる私のコラムを読んでくださいました皆さま方に感謝申し上げます。私自身、この機会に文章にいたしましたことと実践がかけ離れることのないよう、これからも怠ることなく精進して参りたいと思います。

ぴーぷる

～自身の虚しさが行動の原点～

浄土真宗本願寺派西福寺前住職
社会福祉法人るんびに苑理事長　藤　大慶　師

今回の「ぴーぷる」は、お寺で悩み事相談を開設し、地域が抱える諸問題に応えながら、家庭や地域の教育力の低下を憂い、その結果苦悩する青少年たちの立ち直りを支援している藤　大慶さんを紹介します。自分探しを通じ、次第に他人の苦悩を放っておけなくなったという藤さんの人生観・僧侶観について伺いました。

―念願の児童福祉施設を開設されたとお聞きしましたが。

【藤】　三年前に京都の綾部に情緒障害児短期治療施設るんびに学園をオープンさせていただきました。現在は理事長という形でやっております。

※情緒障害児短期治療施設とは？

保護者等による虐待や学校での人間関係等が原因となって、感情面から生活に支障をきたし社会生活が困難になっている軽度の情緒障害児が入所、または保護者のもとから通い、心理療法及び生活指導等を受け、情緒障害を治すことを目的とする施設です。

本当はこういう形ではなくて、誰でも自由に来られるような居場所を目指していたんですけどね。子どもたちをお世話する職員を確保しなきゃならなんとなると、人件費が掛かるので、仕方がないものですから社会福祉法人という形で法に定められた施設にシフトしてしまいました。本望ではなかったのですが、行政の力を借りることになったのです(笑)。本当はもっとアバウトで「誰でもおいでよ」というようなものを考えていたんですけど。

―自坊ではどういった活動されていますか。

【藤】　三歳までの子どもを持ったお母さんを支える子育て広場というのを、大阪府の補助金をもらいながらやっております。二十年ほど前に開校したお寺の日曜学校に来ていた子どものお母さんたちが中心になってお世話しています。例えば引っ越してきた若い世代の方がたは、隣近所との付き合いが希薄ですね。そういうお母さんが初めて子どもを産んだ。ところが、ご主人は会社に行っているわけですから、昼間は独りぼっちになってしまうわけです。そうすると、不安で不安でたまらない。それが育児ストレスとなり、虐待にもつながりかねないので、孤独なお母さんたちを対象に、お寺へ遊びにおいでよというコンセプトで開所しました。そこでは子育て経験のある少し先輩の人たちが、「それはこうしたらいいのよ」とか、「子どもを預かるから、あなたはのんびりしなさいよ」と相談にのるわけです。

るんびに学園の外観

―時代の要請にぴったりはまった子育て支援事業だと思います。運営形態について教えて下さい。

【藤】　お寺の目の前に小さな借家を一軒借りてやっています。スタッフが三、四人いて、NPO法人でやっています。二十一年前から始めた中高生育成のための集団「るんびに太鼓」がNPOを取っていて、そこが運営しております。開所日は月曜日から金曜日までで、月に一回はお寺の本堂でいろんな先生たちに来てもらって、お話を聞く会をしています。その間お母さんたちと一緒にきた子どもたちは、スタッフが見ておるんです。本当はお寺でやれたらよかったのですが、狭いお寺ですし、警戒する人もいましてこのような形になりました。

―青少幼年を対象とした活動が主ですね。その活力がどのように醸成されていったのか、お聞きしたいのですが。

【藤】　私が生まれたのは昭和十七年で、物心ついたのが終戦後なんですよ。食べるものもない中で、兄や姉たちはそれが非常につらかったようですけど、私は最初から何もないわけですから、そんなにつらいことでもなかった。これは大きな意味があったと思います。

もう一つは、生まれたのは寺ですけれども、五男なんです。だから、最初

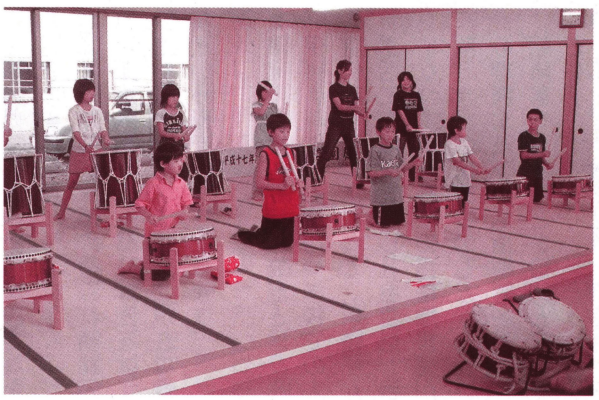
子どもたちの和太鼓練習風景

からお寺の跡を継ぐ必要はなかったので私は無限の可能性の中から一つを選べるという自由がありました。小・中・高校では、成績もそこそこで挫折を経験していません。その後は、高校で模擬試験代わりに受けた防衛大学に受かってしまい入学しました。本当はお医者さんになりたくて、医学部を受けたんですけど、落ちてしまいました。何か命を賭けてやれるようなものというか、そんなものをずっと探し求めていたんだろうと、思います。

―防衛大学での生活はいかがでしたか。

【藤】 毎日が、新鮮なことばっかりでした。戦車だとか、いろんなものに乗せてもらいまして、落下傘訓練だとか、目隠ししして銃を組み立てたりしました。でも、考えてみたら、射撃練習の的は人の形をしているわけで、国を守るってことは、人の命をそこなう事にもなるのだと気づき、それがショックで防衛大学は中退しました。それで、龍谷大に行って一から仏教を勉強し直そうと考えました。

―仏教を学んで何か発見はありましたか。

【藤】 仏教を勉強して理屈がわかってくると、頭の中だけでわかったような錯覚に陥り、周りにかみついてばかりいる生活を送りました。先輩たちは何もわかっていないじゃないかと。すると自分の周りから人が離れていく。なんでだろうと悩みました。自分には仏法がかえって邪魔をしているのではないかと思ったりもしました。そこで行き詰まり、卒業論文もうまい具合に進まず、結局薬を飲んで自殺未遂をやるわけです。何かそのころ、ニヒリズムに陥っていると言いましょうか、虚しさと言いましょうか。生きる意味なんてどこにも見いだせないと感じていました。一生懸命に探し回ったんだけれども、どこにもないじゃないかとそんな気がしていました。薬を飲んで三日目に発見されて、結局死ねず、その後故郷へ戻って、一年間本堂の裏の小部屋に閉じこもりました。そしてじっと考えていました。生きる気力もないし、そうかといって、これしたいというのが何もないわけですから、ぼうっと座ったままいろんなことを考えていくうちに、親鸞の如来に任せるという他力の表現でしょうか、「任せる」という意味の言葉を何となく考えて、「任せる」っていうんだけど、具体的に何をどう任せたらいいんだろうと考えました。

計らいを捨てるとか、言葉ではいろいろ言うんですけれども、何を計らっているんだろうと。いろいろと考えていくうちに、ああ、そうだ。死ぬときは死ねばいい。生きるか死ぬか、こっちがばたばたすることはないんだと。なるようになると。何かサアっと光が差し込んできて、たぶん悟りのような体験をしたんだと思うのですが、そんな記憶があります。

―挫折を経ての新しい一歩ですね。

【藤】 ええ。何を見ても楽しくって半年ほどルンルンの毎日を送りました。そんなときに、ショッキングな相談を受けました。後輩の女の子が、小学校の六年生から担任の先生に犯され続けていると言うんです。それで、「もう私は他の人とは結婚できない」と悩んでいたのです。この話を聞いたとたん、今までのルンルンが吹き飛んで、頭に血が上ってしまいました。その夜、加害者の担任のところに押し掛けて、「てめえ」なんて言って脅し上げてやりました。このことが、人とかかわり始めたきっかけなんです。それまでは人のことを一片も考えていない。自分のことしか考えていなかったんです。自分がどう生きるかばっかり探し求めていました。しかし、そんなことよりも、現実に苦しんでいる人がいるじゃないかと思ったときに、とても放っておけなくなったのです。

―慈悲の発動とでもいうのでしょうか。利他に目ざめた瞬間ですね。

【藤】 一年間ですが、ラジオ大阪で悩み事相談のディスクジョッキーをしていたときには、本当にいろんな悩み事が持ち込まれ、世の中には悩んでいる人が大勢いることを改めて知りました。その後、茨木のお寺に入寺したのですが、最初は誰もお寺に来ないものだから、誰も来ないとなれば、こっちから動かなければと思いました。そして、きっとこの周りにも、夜でも眠られない人たちがいっぱいいるに違いないと思い、電話帳に広告をだして、悩み事相談を始めたのです。悩み事があったらご相談くださいと、たったそれだけのことですけれども、結構いろんな悩みがよせられるようになりました。

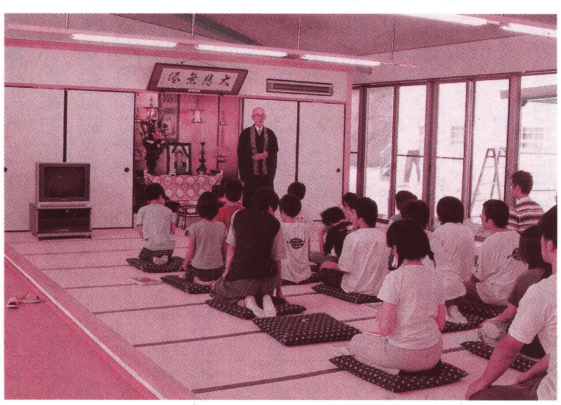
仏教精神に基づき子どもたちの育成に力を注ぐ

―どのような相談が多いのでしょう。

【藤】 子どもが家の中でバットを振り回していて、いつ殺されるかわからないというような家庭内暴力の相談とか、子どもに関する相談が八割ほどあったと思います。

―相談に対するフォローなどはどうしましたか。

【藤】 その子どもに会いに行くんだけれども、なかなか会えないこともしばしばありました。やっとお寺に来るようになって、お寺にいるときはいいんだけども、その子が家に戻れば、結局変わらないんです。両親が喧嘩ばかりして、お父さんは外に女作って、お母さんも同じようなことをしている。被害者は子どものほうだと感じました。そこで、今の環境から子どもを引き離して、別の場所で子どもが立ち直っていくような方法がないものかと考え始めたのです。それが現在の和太鼓のグループ（るんびに太鼓）だったり、情緒障害児短期治療施設（るんびに学園）になります。

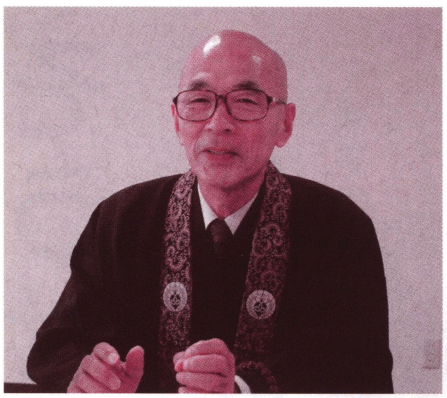
藤　大慶 師

―若い僧侶に対するメッセージがありましたらお願いします。

【藤】 私は僧侶なのにお釈迦さんがおっしゃったから正しいんだとか、親鸞が言ったから正しいとか、なかなかそういうふうに思えないのです。

逆に今、お釈迦さんがいたら、道元禅師がいたら、親鸞聖人がいたら、何をおっしゃるだろうかと考えます。お釈迦さんがいた時代、祖師方がいた鎌倉時代になかったような問題が今起こってきていますよね。その真っただ中で生きているのは私たちなわけですからそこを考えます。

こんな言い方がいいのかどうか分かりませんけども、お釈迦さんや道元禅師のおっしゃってきたことを飲み込んでと言いましょうか、現代の問題にどう取り組むかが大切だと思います。

―現代の問題に即した形で、仏教をどう伝えていくかというところですね。

【藤】 こちらの伝えたいことを聞かせるという発想じゃなくて、逆にこっちが、相手の気持ちをわかろうとすることだと思います。実際はわかるわけがないんです。だけど、わからないんだけれども、心の苦しみをわかろうとして聞いていたら、いろんなものが出てくるような気がするんです。そうしたら相手は、何かわかってもらったような気がして、救われていくような気がするのではと思います。お釈迦さんのお説法の話はたくさんありますね。あるけれども、本当はお説法の前に、いっぱい聞いていらっしゃったんじゃないかという気がするんです。

そう、そう。若い僧侶の方には、お寺で悩み事相談をやってほしいです。これは本当に相談がいっぱい来ます。そこからいろいろな活動のアイディア、今後のヒントが出てくるんじゃないでしょうか。自分のことだけを考えると行き詰まります、他人のことを考えるようになると、失敗（マイナス）もプラスに転じていきます。それが菩薩行なのではないでしょうか。

社会福祉法人るんびに苑とは

厚生労働省の指定治療施設として、情緒障害児が家庭生活及び学校生活に積極的に戻れるよう「心のケア」「生活のケア」を医療面から心理治療を施す「るんびに学園」を開園しております。

NPO法人るんびに太鼓とは

青少年の健全育成を目指しています。“青少年の蘇りの場”づくりのために、和太鼓を通じて子育て支援を行っております。

URL　http://www.runbini.org/

いんたーみっしょん

我が刀折れ矢尽きてはじめて見性するというが、藤師も、若い頃のいわゆる「自我の危機」を経て、「お任せ体験」があったという。自力と言おうが他力と言おうが、表現型が違うだけで、葛藤を経なければブレイク・スルーしないという構造は同じなのだろう。

藤師は、ご自身の活動の根本を「ニヒリズム」だとおっしゃっていた。しかし、それは妄念から生じたニヒリズムとは異質なものであろう。お任せしてしまえば、阿弥陀如来が、為すべきことを為さしめて下さるに違いない。

「枯木竜吟（ニヒリズム）」こうルビを振るとピッタリくるか。師の穏やかな面差しや語り口は、慈愛に満ちていて、決してアナーキーでもパンクでもない。人生を究極的に意味づけるものは、人知によっては測り難い。四句分別は皆是妄想。

猫も杓子もみな釈子。どうせおいらは不肖な釈子。でも三千年のその昔、ルンビニの無憂の樹のオレンジの花の下の放光は、褪せることなきスピリチュアル・ユニティー。蓮のうてなでウロウロと彷徨い続けていたことに気づいた日には必ずや、窮子の面目現れん。

放下（おほっかせ）。放下（おほっかせ）。

（貴）

そうせいインフォメーション

ー四国管区大会ー

同事行をとおして次の世代を考える

四国地区曹洞宗青年会（四国曹青）が主催する四国曹青管区大会が四月二十七日（木）、愛媛県松山市の道後グランドホテルを会場に開催され、四国管区内の宗侶、寺族、青年会員など約五十名が参集しました。

近年、地球規模で繰り返し起こっている大自然の災害、国内で各地を襲った地震・台風・豪雨・大雪等の災害、その他、環境破壊、差別、青少年犯罪、自殺者の増加等現代社会にはさまざまな問題が蔓延しています。宗門で信仰生活の実践と定めている「同事行」の視点から、そのような問題を考察するため、『同事行をとおして次の世代を考える』をテーマに掲げ管区大会を開催しました。

主催者挨拶 四国曹青会長・舛田豊範師

基調講演 九州曹青会長・小島宗彦師

開会に先立ち、四国曹青の舛田豊範会長を導師に仏祖諷経が厳修されました。引き続き、会長による主催者挨拶、そして、四国管区長宇野尚英老師ならびに全国曹洞宗青年会会長宮寺守正師よりご祝辞を頂戴しました。

その後、九州曹洞宗青年会会長小島宗彦師より「被災者の声」と題してご講演をいただきました。阪神・淡路大震災にはじめて復旧ボランティアに参加した小島師は、その経験を活かし、九州地方を襲ったさまざまな災害に際し救済活動を行ないました。平成十六年の佐賀県突風災害、平成十七年九月の台風十四号などです。師は、救済活動を行う中で被災者と接して感じた彼らの苦悩を私たちに語ってくれました。それは、新聞やテレビの報道で伝えきれない被災者の生の声です。参加者は熱心に耳を傾けていました。

次に平成十六年の台風二十一号にて被災された慶正寺御住職長岡一路老師、ご講演をいただいた小島宗彦師、泰平寺寺族星野節子氏、松山市仏教会事務局長（黄檗宗安城寺御住職）片井祥雲禅師（＊）、四国曹青舛田会長をパネラーに迎え討論会を開催しました。コーディネーターの伊藤和人副会長が、パネラーの紹介をした後、大会テーマである『同事行をとおして次の世代を考える』について各パネラーより語っていただきました。

各パネラーより「寺院はその特性を利用して、避難所としての活用ができる」、「場所としての提供だけではなく、僧侶自身が『心の避難所』を担う必要がある」、「いつ起こるかわからない災害に対応するためには、寺院をコミュニティの場として確立し、地域の人びとと普段からの交流をもつことが必要である」、「寺院は葬儀と法事だけではなく、子どもからお年寄りまでが集え

討論会では活発な意見が交わされた

るような公民館的な場所にする必要がある」、「人の苦しさや悲しさを共感するためには、僧侶自身がそれを受け入れる力が必要になる。先ず自分を磨くことが、同事行の出発点である」などと活発な意見が飛び交いました。

本土一真副会長が閉会挨拶を行い、大会日程は無事終了しました。

懇親会の席で、宗議会議員の佐伯逸雄老師より「宗門が信仰生活の実践と定めている『同事行』について、青年会が取り上げて、研究してくれることはとてもありがたい」とお褒めのご挨拶をいただくなどたいへん好評で、有意義な大会の幕を閉じました。

四国曹青事務局長　高木　一晃

（＊）黄檗宗では、老師は認可を受けた僧侶のみが使える敬称であるため、一般的に住職には禅師の敬称を使う。

熱心に耳を傾ける会場

ー北海道管区大会ー

去る五月二十五日（木）・二十六日（金）、函館国際ホテルにおいて、第二十三回曹洞宗北海道青年会函館大会が開催されました。函館において管区大会が開かれるのは十五年ぶりのことで、地元教区では準備委員会、実行委員会を結成し、一年半以上にわたって準備を進めてきました。

当日は晴天に恵まれ、北海道中より百二十名以上の会員が函館に集結しました。地域が広いという北海道の特性上、函館まで二日かけてきていただいた会員の方もいたようです。また、北海道管区長、北海道第一宗務所長、地元教区長の各老師を含む来賓の方がた、また全曹青より宮寺会長、門脇・大坂両副会長にも御出席いただき、開会記念式典が開かれました。

記念式典終了後の総会に引き続いては、「死そして生を考える研究会」代表の田代俊孝氏による記念講演が「ひと、ほとけ、いのち～科学のむこうにあるもの～」と題して行われました。田代氏は浄土真宗の僧侶であると同時に同朋大学の教授でもあり、「ビハーラ運動」（仏教をよりどころとしたターミナルケア）の第一人者です。どのように生き、どのように死を迎えるかという問題は我々とも無縁ではなく、参加者の関心が高かったためか、講演は大いに盛り上がりました。その反動で、予定時間をオーバーして事務局が冷や冷やする一幕もありました。

記念撮影に引き続いて行われた懇親会では函館名物の巴太鼓なども披露され、会員は大いに交流を深めていたようです。遠くて普段なかなか会えない仲間が久しぶりに再会し、旧交を懐かしんでいる場面もそこかしこで見られました。

こうして今回の函館大会は成功裡に幕を閉じました。関係各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。会員は最後に全員で万歳三唱し、次回大会開催地、十勝地方での再会を誓っていました。

事務局　永井　正人　合掌

開会記念式典での開講諷経

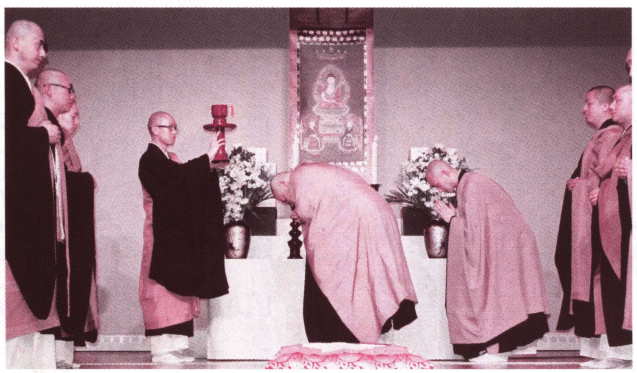

函館での開催は実に15年ぶり

ビハーラ運動の第一人者、田代俊孝氏による記念講演

世界の重層信仰(4)

東南アジア地域における重層信仰

蓮池隆広

現在一般に「東南アジア」の語で括られる地域は、しばしば大陸部と島嶼部に分けられますが、宗教を見ていくうえでもこの分類は有用です。大陸部に分類される国は、ミャンマー、タイ、カンボジア、ラオス、ヴェトナムですが、これら地域では、ヴェトナムが中国経由の大乗仏教を主に信仰しているほかは、上座仏教国として知られています。島嶼部に目を移すと、世界最大のムスリム人口を抱えるインドネシア、イスラームを国教とするマレーシア、ブルネイと、イスラーム国が広がっています。一方で、フィリピンはアジア随一のキリスト教国ですし、インドネシアからの分離独立を果たしたばかりの東ティモールもキリスト教が中心です。シンガポールでは、多数を占める華人系の人びとのあいだで中国系宗教が行われているとともに、マレー系を中心としたムスリム、インド系のヒンドゥー教徒も見られます。

歴史的に見ると、四~五世紀頃から、大陸部、島嶼部ともに、広い地域でインド文明が受容され、ヒンドゥー教や大乗仏教を奉じる王国が成立します。有名なボロブドゥールやアンコールワットなどの寺院の建設もこうしたなかで行われました。その後、十一~十四世紀頃に、大陸部にスリランカから上座仏教が伝わり、島嶼部では、十三~十五世紀頃からイスラームが漸進的に受容されていきました。フィリピンは、南部を除いてインドの影響もイスラームの影響も受けぬまま、十六世紀から三百年以上にわたるスペインの植民地支配のもとでカトリックへの改宗が進んでいきます。東ティモールは長期にわたってポルトガルの植民地支配を受け、カトリックが広まりました。その他の東南アジア地域も、英領ビルマ、英領マラヤ、仏領インドシナ、蘭領東インドと、タイを除いて西欧列強の植民地となっていきますが、これら地域でのキリスト教への改宗は一部に留まりました。

さて、こうしたマクロな宗教地図から、もう少しその具体相へと視線を移動していくと、宗教文化の重層性が顕著に表れてきます。東南アジア地域は、きわめて多数のエスニック集団を擁しており、それぞれの土地に根差した信仰や儀礼の体系をかたちづくってきました。比較的小規模な社会での生活を続けてきたエスニック集団には、近年まで土着の精霊信仰などが濃厚に存在していますし、早くから外来の文明や世界宗教に接して、それらを土着の基層信仰と融合させながら取り入れていった地域もあります。さまざまなレベルでのシンクレティズムこそが東南アジアの宗教文化を特徴づけているとも言えるでしょう。

以下では、特にインドネシアを中心に見ていきたいと思います。世界で最大の群島国家であるインドネシアは、オランダの植民地だった地域が独立して成立した国ですが、二百とも三百とも言われるエスニック集団から成り、それぞれ独自の言語や文化や社会構造を持っています。現在総人口二億人を超えるインドネシアの住民の九割近くはムスリムですが、こうした文化的多様性を反映したシンクレティズムについては以前から指摘されてきました。人類学者クリフォード・ギアーツが、ジャワ人の宗教のシンクレティックな様相を、アニミズム的なアバンガン、敬虔なムスリムであるサントリ、ヒンドゥー的要素の強いプリヤイの三類型で既述したのは有名ですが、基層にある精霊信仰のうえに、ヒンドゥー教や仏教、イスラーム、キリスト教と外来宗教が重層的に受容・混淆されていったことはジャワやインドネシア諸地域の宗教について述べられるたびに繰り

返されてきた、いわば常識ともなっています。ジャワを例にとると、スラマタンという供食儀礼やドゥクンと呼ばれる呪医の存在といった精霊信仰的・呪術的世界もあれば、影絵芝居ワヤンでは古代インドの叙事詩「マハーバーラタ」の世界が演じられるなど、芸能や文化のなかにインド文化の影響はいまだに色濃く残っています。そして、ワヤンで描かれる世界はインドそのままではなく、イスラームを含むさまざまな要素が混淆しながらジャワ化したものであり、ジャワの世界観や価値観の表現ともなっているのです。

しかし、一方で、シンクレティズムを強調しすぎることには注意も必要です。通常インドネシアで「宗教」(agama)と言ったときに指すのは、イスラーム、プロテスタント、カトリック、ヒンドゥー教、仏教といった公認宗教のことであり、こうした文脈では、民間信仰や王宮的伝統といったものは、あくまで地域文化や慣習であって、宗教とは別物であると考えられているのです。また、そもそもイスラームの実践のされ方は中東においてもさまざまであり、中東から地理的に隔たりのある東南アジアやインドネシアのイスラームのみを、特に混淆的だとか寛容だとかの言葉で一からげに特徴づけるのはどうかというのもあります。実際、ジャワにせよ、インドネシアにせよ、東南アジアにせよ、視点を置く場所や着目の対象によって、土着的なものからイスラーム主義的なものまで、多様なイスラームのあり方が見えてきます。そしてそれらは現在進行形で変化し続けているものでもあります。社会の変化やテクノロジーの発達、いわゆるグローバル化のなかで、人や情報や言葉の移動・伝達の回路や速度も大きく変化しているわけですから、「インドネシアのイスラーム」「東南アジアのイスラーム」といった括りでその特徴を述べるというのはますます難しくなっています。

東南アジア世界は、国によって、仏教、イスラーム、キリスト教と多数派の宗教に違いはあるものの、日本社会と比べ、一般に宗教というものが社会的政治的に持っている意味は強いと言えます。それだけに宗教の問題はセンシティブでもあります。インドネシアの国章は、ヒンドゥーの聖鳥ガルーダをかたどったもので、そこには建国五原則（パンチャシラ）が各々シンボルで表され、古いジャワ文学からとられた「多様性の中の統一」という言葉が記されています。国民の大半がムスリムでありながら、建国以来イスラームを国教化することなしに国民統合を図ってきたインドネシアらしく、文化的多様性・重層性を示唆するようなシンボルと言えるかもしれません。近年、インドネシアでは、政治的にも社会的にもイスラームの伸長が見られますし、宗教が絡んだ紛争や暴力も起こっています。もし我々がそうした動向に注目し、理解しようとするならば、それぞれ異なる事象を「イスラーム」の語で括って単純化することなく、個々の背景や文脈を丁寧に見ていく必要があります。インドネシアに限らず、東南アジアにおける多様な宗教のあり方、そしてその共存と相克に注意を向けることは、我々にとっても重要な示唆を与えてくれることでしょう。ただ、そのためには我々の視線にも繊細さが求められるのではないかと思います。

○蓮池　隆広（はすいけ　たかひろ）
一九六九年生まれ。東京大学大学院博士課程単位取得退学（宗教学）。現代インドネシアの宗教を研究。二〇〇〇年～二〇〇二年にジャカルタに滞在。財団法人国際宗教研究所研究員。武蔵野美術大学非常勤講師。

寺院用仏具・仏壇・製造販売
曹洞宗梅花流法具販売指定店
HŌ-KO
放光（ほうこう）
本店・工場　〒940-0825 新潟県長岡市高畑町617番地　☎(0258)33－5644
新潟店　〒950-0941 新潟市女池2丁目2－11　☎(025)280－1550
川越店　〒350-0036 川越市小仙波2丁目20－1　☎(049)227－7666
高崎営業所　〒370-0046 群馬県高崎市江木町1179－2　☎(027)324－3721
長野営業所　〒380-0911 長野市稲葉1980－1　☎(026)222－3811
http://www.hoko-butugu.com/

禅知識まんだら（5）

チベット仏教における空とその修習法

文殊師利大乗仏教会　野村正次郎

●諸宗兼学のチベット仏教

チベット仏教はヒマラヤ山脈を中心とし、モンゴル、ロシアの一部にまで普及しているが、それは同時に異なる三つの伝統を継承している。まず僧侶の生活や行動の面については小乗仏教の伝統を採用し、厳密な戒律主義をとっている。思想面については大乗仏教の後期中観思想の伝統を採用し、仏教論理学を重視し、極めて論理的な教義体系を築いている。また日常的な儀礼や観想法など実践的な側面については、無上瑜伽タントラを中心とした密教の伝統を継承し、日常的に曼荼羅の諸尊を信仰したり、それらに対する祈祷などが儀軌の中心となっている。

こうした諸宗兼学の姿勢は、チベットの僧院が形成された過程で、インドの大僧院を模倣したことに由来している。インドの大僧院が諸宗兼学であったことは、三蔵法師玄奘の報告にも明らかであるが、チベット仏教はその黎明期よりヴィクラマシーラ、ナーランダーといったインドの大僧院に国家事業として留学生を派遣し、多くのインド人学僧を招聘し、仏教を受容していった。こうした過程でこのような諸宗兼学の姿勢が培われ、それが今日でも基本的な仏教観として浸透している。

チベット仏教の伝統的解釈では、すべての衆生は空が分からないことによって輪廻の苦海を彷徨っているとされる。釈尊がこの世に出現したその最大の目的とは、衆生済度のために空を説くことであって、仏教の中心思想は空思想にある。そしてこのことは小乗であれ、大乗であれ、顕教であれ、密教であれ、何ら変わるものではない。さまざまな異なる伝統が生まれたのは、所化の能力に応じて、空を理解するためのさまざまなレベルの知を釈尊が説かれたからであり、真実としての空性それ自体が変化するわけではない。釈尊が説かれた八万四千のすべての法蘊は、ひとりの人間が後生の一大事にめざめたのち仏の境位に至るまで歩むべき過程であり、たとえ段階的にレベルが低いのものであっても、それは実践しなくてよいものとして捨て去られることはない。

●空思想で体系化されるすべての教義

インド後期の僧院仏教にあったこうした仏教観は更にチベットにおいて体系化が進み、極めて論理的な空思想を中心とした教義体系が形成されることとなった。初代ダライ・ラマ、パンチェン・ラマの直接の師であり、チベット仏教最大宗派ゲルク派の宗祖となったツォンカパは、インド仏教の論理学を縦横無尽に使い、徹底的な戒律主義に基づく空思想を中心軸とする仏教の体系化を行っている。

ツォンカパによれば、「空」とは決して論理やことばを超越した真実なのではなく、仏の論理や言葉で正しく語られることが可能なものである。「すべてのものが言語によって規定される」ということが「縁起」の意味であり、「言語によって規定されない、対象それ自体の側から成立しているものが無い」ということが「空」の意味であるとされている。

またツォンカパの空思想に特徴的な理論に「否定対象の確認」というものがある。これは空を理解するためには、まずそれに先行して「Xについて空である」といわれるその「X」を理解していなければならない、というものである。たとえば「ここに蛇はいない」という命題を理解する時に、その「蛇」が如何なるものなのか分からないと、「蛇が無い」「蛇について空である」ということも理解できない、ということと同様である。つまり、空を理解する、ということは、通常我々がもっている知に一体どのような欠陥があるのか、ということを明らかにすることであって、その意味で空思想とは極めて宗教的で内省的な自己批判の営みにほかならない。

彼によれば、空の認識と我々が生来有している無明とは、ひとつの主語に対して二つの対立した命題を捉えているという対立関係がある。これは「熱い」と捉える知と「熱くない」と捉える知と同様に、どちらかひとつの選択肢しかない形式である。したがって、ツォンカパからみれば西田哲学のような「絶対矛盾の自己同一性」や「空とは有と無を超越した第三の次元である」といった命題は決して認められるものではない。空を理解する知と我々が生来有している無明とのこの対立関係こそが、一方が有るときには、もう一方が起こり得ないという図式を可能にするのであって、それ故に空性を修習することが、輪廻の根本原因である無明を断じて成仏することを可能にしている。そして対象としての空は仏教全体を通底するものとして位置付けられ、その空を理解する知のレベルの差にさまざまな仏教思想の差がもとめられている。

●空を理解する知の基本形

対象としての空はすべての仏教に共通のものとされるが、それを理解する知もまた二種類しかないと限定されている。ひとつは推理であり、ひとつは直観である。これは仏教論理学の伝統的枠組みをそのまま採用したものである。三昧により空を理解する場合であれ、論理によって空を理解する場合であれ、その両方ともが正しい空の理解とされているといわれる。

空性そのものに対する三昧が安定していない最初の段階では、「あるものが空である」ということとその「空」である部分とを区別できないので、まずは推理によって空性を理解することを修習しなくてはならない。具体的にはまず「私とはそれ自体で独立して存在しているものではない」という人無我の空性を示す命題を「すべてのものは縁起している」といったそれを帰結させる論証因をもとにイメージし、その命題のさまざまな面を思索し、最終的に確定を導きだす。人無我に対する推理に確定が起これば、次にその同じ論証因を「私を構成している五蘊はそれ自体で独立して存在しているものではない」という法無我に適用する。これらの作業を何度も繰り返すことで、空性、すなわち「それ自体で独立して存在しているものではない」ということのイメージがより鮮明に心に現れるようになるのである。これらの作業は結跏趺坐して行われる場合もあるし、問答や経典の学習などを通して培うこともできる。

こうした推理を繰り返すと「Xは Yについて空である」という命題から「Yについて空である」という述語部分のみのイメージを取り出すことができるようになり、そのイメージも次第に明瞭になり、ある瞬間に「Xは」という主語を考えなくとも、心にそのイメージが現れるようになる。この瞬間こそが空を現観する瞬間であり、このときに空に対する直観が起こったとされる。それ以降、無数に転生し、通常は三阿僧祇劫という永い時間をかけて、この空に対する三昧を繰り返されなければならない。そしてその作業を通じ、大小さまざまな煩悩障と所知障とを順々に断じ、菩薩の初地から第十地に順にいたり、最終的に毎刹那毎に一切の対象とその空性が如実に理解できる「一切相智」を得て、仏位を究竟するのである。敢えてチベット仏教は「頓悟派」・「漸悟派」のどちらなのかと問えば、基本的に「漸悟派」であるといえるのは、このような修習法によっている。

●密教によるスピードアップ

顕教で説かれる空の知を修習し成仏するには永い時間が必要であるが、密教の修行をすれば、それを高速化することができる。たとえば無上瑜伽タントラの二次第を修習すれば、最低で三年三ヶ月以内、最長でも十八回転生する間に成仏可能であるとされている。これは密教で説かれる空に対する知が、顕教のそれに比べより微細で、より強力なものであることに由来している。

無上瑜伽タントラの修習法は「生起次第」と「究竟次第」と呼ばれる二つのプロセスがある。

まず生起次第においては、通常の我々のイメージを捨て、自らが成仏する過程、曼荼羅の諸尊が自らを取り囲む過程を何度もイメージする。具体的には、死有・中有・生有の過程を仏の法身・応身・色身を成就する過程と重ねあわせ何度もイメージし、最終的には、芥子粒ほどの大きさの微細な空間に曼荼羅の諸尊と曼荼羅が観想できるようになる。それが完成すると修行者は倶生の大楽を成就し「究竟次第」と呼ばれる即身成仏プロセスへと移行する。究竟次第では、通常死後に成就する中有の身体の代わりに「幻身」と呼ばれる身体を成就し、その後「光明」と呼ばれる段階で、死の瞬間に見える死の光明と空性を現観する智とを合体させて仏の境地へと赴くのである。

●まとめ

こうしたチベット仏教の修習法はその大部分が空の修習を中心としている。仏教の根本真理として「一切法空」は自己内省的な「否定対象の確認」などの作業を通じて理解される。この点を禅的に見るのならば、チベット仏教の空思想もまた「脚下照顧」の精神から何らはずれたものでもない。これらの空観法はきわめて細かい理論や過程の組合わせで成り立っており、ミニマリズム的な色彩のつよい日本仏教や禅の手法と異なっているように見える。しかしながらそれはあくまでも仏教の伝搬過程の違いなどに由来するもので、単なる文化の違いである。近年我が国のチベット学者のなかには、チベット仏教と日本仏教との優劣をつけたり、「禅は仏教ではない」という主張を唱える者も居る。しかしこれは単なる仏法への不敬や無知から生じたものに過ぎない。紀元前に釈尊が説かれた仏教がいまもなおチベット、日本というふたつの地で息づいていること自体驚くべきことであり、そこにこそ釈尊の偉大さと尊さがあるのではないだろうか。

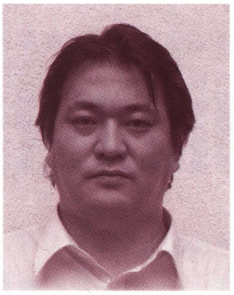

○野村正次郎（のむら しょうじろう）

一九七一年広島生。早稲田大学大学院博士課程単位取得退学。文殊師利大乗仏教会（デプン・ゴマン学堂日本事務局）事務局長。大谷大学真宗総合研究所嘱託研究員。訳著『学説規定』、共著『西蔵仏教基本文献』『チベットを知るための50章』ほか。

【企画・構成】文殊師利大乗仏教会

His Holiness the Dalai Lama XIV Teaching 2006 in Hiroshima

ダライ・ラマ法王
Teaching 2006 in 広島

2006年11月1日～11月9日

www.dalailama2006.jp

賛助会員御芳名

平成18年3月～
平成18年5月

東京都

1 青松寺様
3 俊朝寺様
9 伝叟院様
17 龍澤寺様
18 大泉寺様
50 黄梅院様
60 陽寿院様
79 保善寺様
81 長光寺様
87 観音庵様
88 全龍寺様
89 浄牧院様
97 宗泰院様
100 長延寺様
105 鳳林寺様
107 天桂寺様
113 長泉寺様
116 長圓寺様
160 喜運寺様
173 江岸寺様
192 永伝寺様
200 祝言寺様
235 金光寺様
237 林浦寺様
239 宗保院様
245 圓福寺様
260 永泉寺様
311 妙光院様
312 光明寺様
374 善福寺様
376 東照寺様

神奈川県第一

264 慶林寺様
362 吉祥院様

神奈川県第二

4 宗興寺様
10 随流院様
13 禅林寺様
16 正観寺様
57 林清寺様
87 黙仙寺様
100 大善寺様
110 興全寺様

126 常泉寺様
158 龍泉寺様
382 浅間寺様
383 観音寺様
394 長尾寺様

横山敏明様
中野東禅様

埼玉県第一

14 守光院様
16 慈眼寺様
24 千手院様
37 妙厳寺様
44 宝持寺様
49 昌福寺様
58 真浄寺様
59 長龍寺様
63 大徳寺様
92 浄山寺様
154 長松寺様
166 全龍寺様
168 岩松寺様
181 清善寺様
189 常慶院様
197 昌福寺様
416 東雲寺様

埼玉県第二

212 大仙寺様
213 泉福寺様
238 松林寺様
256 豊泉寺様
258 能仁寺様
271 龍泉寺様
329 法雲寺様
331 曹源寺様
348 興長禅寺様
368 東昌寺様
474 四萬部寺様
478 大忠院様
513 大通院様
573 法光寺様

群馬県

77 龍門寺様
83 常仙寺様

90 萬松寺様
95 雙林寺様
138 泰寧寺様
142 建明寺様
175 宝珠院様
194 善宗寺様
217 正泉寺様
259 桂昌寺様
271 雲門寺様
333 大雲寺様
338 龍松寺様
343 大林寺様
348 徳昌寺様
355 教徳寺様

過外一雄様

小林鑑維様

栃木県

26 宝光寺様
43 東光寺様
51 豊栖院様
59 安昌寺様
66 芳全寺様
67 海潮寺様
68 鶏足寺様
71 明林寺様
125 長興寺様
148 長林寺様
175 本光寺様
185 本願寺様

茨城県

1 祇園寺様
15 鳳台院様
39 常安寺様
50 鏡徳寺様
57 常安寺様
60 円通寺様
66 吉祥寺様
80 善慶寺様
116 祥雲寺様
119 釣船寺様
145 性山寺様
150 宝安寺様
172 大聖院様
186 東陽寺様

191 法光寺様
197 長龍寺様

千葉県

1 総寧寺様
5 東禅寺様
7 海蔵寺様
8 重俊院様
12 高根寺様
23 祖光院様
28 長福寺様
41 金龍院様
59 宗徳寺様
61 慶昌寺様
62 龍湖寺様
75 高岩寺様
95 寶應寺様
104 松林寺様
119 森巌寺様
162 長昌寺様
164 長久寺様
177 儀林寺様
226 祥雲寺様
246 海龍寺様
296 東善寺様
315 雲竜寺様

山崎大公様

34 長源寺様
45 永昌院様
115 海潮院様
229 宝鏡寺様
265 法雲寺様
288 伊藤信弘様

静岡県第一

6 瑞龍寺様
9 然正院様
11 長栄寺様
45 常安寺様
68 大仙寺様
77 龍泉院様
89 桃原寺様
124 宗徳院様
126 一乗寺様

175 霊山寺様
178 大泉寺様
198 養雲寺様
388 林叟院様
391 十輪寺様
448 見海院様
459 洞雲寺様
523 林泉寺様
556 信香院様
579 江月院様

服部憲明様

大嶽正泰様

静岡県第二

228 耕月寺様
229 廣徳寺様
240 医王院様
319 源光院様
321 円応寺様
332 龍雲寺様
359 禅福寺様
362 福泉寺様
363 観音寺様
365 重福寺様
373 慈雲寺様

浅井義臣様

浅井完自様

585 成因寺様
607 石雲院様
608 養勝寺様
644 利生寺様
676 孤雲院様
767 大雲院様
831 正林寺様
868 龍巣院様
956 増参寺様
1185 満願寺様
1225 光明寺様
1234 松久院様
1243 洞光寺様
1248 円光寺様
1249 明光寺様
1270 善住寺様
1273 東林寺様

1017 龍泉寺様
1065 高林寺様
1081 盛福寺様
1104 見海院様
1115 福厳寺様
1122 林泉寺様

愛知県第一

7 全香寺様
15 大光院様
18 大運寺様
25 禅芳寺様
29 高顕寺様
43 廣徳寺様
57 西福寺様
58 聚福院様
84 心入寺様
111 龍興寺様
112 太平寺様
119 仏徳寺様
136 長福院様
143 長福寺様
144 白毫寺様
147 成道寺様
149 正覚寺様
160 宝泉寺様
165 慈眼寺様
170 宝生寺様
172 前熊寺様
173 神蔵寺様
200 日光寺様
261 薬泉寺様
271 大泉寺様
276 薬師寺様
297 清涼寺様
338 長養院様
605 天徳寺様
628 霊岩寺様
629 神龍寺様
635 永澤寺様
644 増福寺様
648 龍光院様
652 増光寺様
656 祐源寺様
677 地蔵寺様
1090

岐阜県

10 大喜院様
38 最勝寺様
57 普門院様
75 地蔵院様
99 霊泉寺様
113 安養寺様
115 開元院様
116 永泉寺様
119 仏徳寺様
162 清楽寺様
165 自法寺様
188 洞泉寺様
190 長龍寺様
194 慈眼寺様
217 本覚寺様
236 全超寺様
245 良守寺様

川村尚文様

三重県第一

6 常在院様
31 傳法寺様
38 宝泉寺様
40 新堂寺様
77 転輪寺様
78 松栄寺様
79 浄眼寺様
112 海禅寺様
114 大蓮寺様
188 広泰寺様
225 玉泉院様
240 安心寺様
269 林昌寺様
291 安楽寺様
350

愛知県第二

684 花井寺様
827 西福寺様
853 長伝寺様
893 法蔵寺様
927 春興院様
972 桂昌院様

井上義法様

愛知県第三

375 春江院様
431 報恩寺様
438 吉祥寺様
448 正衆寺様
512 清涼寺様
523 本光寺様
557 楞厳寺様
572 松雲院様

大泉寺様
1184 庚申寺様
1256

兵庫県第一

20 三宝寺様
39 光泉寺様
57 南珠寺様
439 誕生寺様

和歌山県

6 海蔵寺様
30 岡本寺様
287 向栄寺様
338 勝竜寺様
340 永春寺様
351 永天寺様
361 正覚寺様
368 總持院様
375 金剛寺様
393 安養寺様
418 永勝寺様

久世信海様

98 吉祥院様
94 黄梅院様
88 正俊寺様
78 桂林寺様
69 永興寺様
50 東光院様
39 霊松寺様
38 慈願寺様
33 龍海寺様
31 正泉寺様
27 崇禅寺様
26 天徳寺様
15 洞岩寺様
9

大阪府

378 徳昌寺様
373 万願寺様
371 太慶寺様
236 善光寺様
201 新宮寺様
138 盛光寺様
123 普済寺様
80 西光寺様
73 春現寺様
46 栄春寺様
45 正法寺様

源光庵様

京都府

3

滋賀県

186 三玄寺様
394 光福寺様
391 永明寺様
377 海禅寺様

三重県第二

竹内堅丈様
市河雄峰様
364 観音寺様

兵庫県第二

115 慈眼寺様
117 法円寺様
134 谷松寺様
135 弘誓寺様
146 大膳寺様
167 善福寺様
173 瑞雲寺様
217 長福寺様
227 洞仙寺様
231 光雲寺様
276 新宮寺様
292 乗雲寺様

武内良太様

441 善寿寺様

岡山県

1 円通寺様
14 三光寺様
130 蓮性寺様
131 済渡寺様

広島県

3 養徳院様
8 聖光寺様
15 海蔵寺様
17 存光寺様
23 阿弥陀寺様
46 来山寺様
55 長福寺様
63 長福寺様
76 西金寺様
86 賢忠寺様
93 泉龍寺様
95 潮音寺様
102 信光寺様
106 善昌寺様
131 鳳林寺様
135 千手寺様
160 慶雲寺様
178 道心寺様
199 長岡憲樹様
檀上尚道様
檀上一祥様
杉勝道様

山口県

1 弘済寺様
25 天徳寺様
34 永春寺様
60 慶雲寺様
86 興元寺様
109 大楽寺様
111 渓月院様
145 久屋寺様
190 亨徳寺様

禅昌寺様

259 心清寺様
225 光東寺様
213 高林寺様
212 功山寺様
弘中泰彦様
弘中泰典様

鳥取県
1 興雲寺様
3 昌福寺様
20 永明寺様
30 長通寺様
42 金龍寺様
48 譲伝寺様
58 正寿寺様
127 住雲寺様
146 妙楽寺様
155 龍泉寺様
156 福厳院様
159 大祥寺様
162 梅翁寺様
163 雲光寺様
167 同慶寺様
172 普門寺様
176 延暦寺様

島根県第一
295 妙義寺様
333 宝泉寺様

島根県第二
2 永昌寺様
17 円光寺様
18 万松院様
42 常徳寺様
47 弘長寺様
59 清光院様
63 龍覚寺様
64 安栖院様
69 龍雲寺様
70 完全寺様
107 西光寺様
132 相円寺様
140 法蔵寺様
141 本願寺様
172 總覺寺様
198 日光寺様
203 玉雲寺様

徳島県
20 正福寺様
26 城満寺様

高知県
18 藤林寺様

愛媛県
10 瑞林寺様
32 清盛寺様
79 成福寺様

113 西禅寺様
146 興雲寺様
148 正福寺様
155 禅興寺様
159 宝珠寺様
166 大雄寺様
田中龍照様

福岡県
18 聖種寺様
41 崇徳寺様
62 禅覚寺様
102 能満寺様
103 天聖寺様
110 松山寺様
117 長安寺様
158 報恩寺様
山崎博英様

大分県
58 泉福寺様
166 正興寺様
175 羅漢寺様

長崎県第一
1 皓臺寺様
8 円福寺様
19 晴雲寺様
25 天祐寺様
26 鏡円寺様
32 正応寺様
46 洞禅寺様
52 青眼寺様
57 長泉寺様
78 宝泉寺様
88 慈光院様
144 護国寺様

長崎県第三
101 南明寺様

佐賀県
18 久善院様
51 盛林寺様
99 報恩寺様
114 広厳寺様
117 本光寺様
175 心月寺様
194 普恩寺様
254 万福寺様
260 信福寺様

熊本県第一
8 雲巌寺様
11 宗禅寺様

熊本県第二
79 向陽寺様
88 明徳寺様
90 明栄寺様

宮崎県
24 全長寺様
60 如意寺様
64 円南寺様
中本光暁様

鹿児島県
20 直指庵様

長野県第一
15 白心庵様
38 耕雲庵様
43 洞仙寺様
99 天照寺様
119 龍洞院様
129 見性寺様
130 福泉寺様
162 大聖寺様
224 玄照寺様
243 広徳寺様
268 吉祥寺様
300 威徳院様
306 城光院様
322 守芳院様
338 長谷寺様
358 安楽寺様
359 龍光院様
三戸部全明様

長野県第二
375 龍雲寺様
400 長久寺様
406 広沢寺様
420 金松寺様
473 常円寺様
480 法音寺様
484 円応院様
495 桂泉院様
554 薬師寺様

福井県
58 阿弥陀寺様
69 龍門寺様
116 霊山院様
137 芳春寺様
269 御誕生寺様
291 福聚寺様
304 徳林寺様
板橋興宗様

石川県
35 東光院様
79 東光寺様
132 定光院様

富山県
2 海岸寺様
54 大淵寺様
144 慈雲寺様

新潟県第一
3 瑞光寺様
320 宝光院様
341 雙善寺様
375 米泉寺様
380 妙雲寺様
382 光照寺様
412 甑洞庵様
419 朝日寺様
496 長楽寺様
511 慈雲寺様
728 妙喜寺様
768 大仙寺様

新潟県第二
682 本田寺様
692 種徳院様
700 剛安寺様

新潟県第三
532 常福寺様
557 普広寺様
563 龍光院様
637 洞泉寺様
646 名立寺様

新潟県第四
13 寶泉寺様
23 観音寺様
36 吉祥寺様
70 永谷寺様
117 釈尊寺様
182 正法寺様
186 龍澤寺様
189 東泉寺様
228 雲泉寺様
236 東岸寺様
249 高泉寺様
255 龍皐院様
283 耕太寺様
288 宝蔵寺様
733 光明寺様
794 延命寺様
811 法雲寺様
安澤浩祥様

福島県
9 宝積寺様
17 慈徳寺様
26 鎌秀院様
41 石雲寺様
46 龍伝寺様
62 仙林寺様
63 昌源寺様
75 細谷寺様
83 最禅寺様
94 松蔵寺様
97 三乗院様
98 常泉寺様
99 茂林寺様
101 成林寺様
104 成願寺様
111 普光寺様
115 常念寺様
120 大慈寺様
125 勝音寺様
133 永禄寺様
162 昌建寺様
174 龍穏院様
175 天沢寺様
186 雲林寺様
208 全応寺様
226 常隆寺様
231 円通寺様
276 龍雲寺様
289 弘源寺様
294 東光寺様
296 常春院様
298 長谷寺様
314 隣松院様
340 慶徳寺様
349 宝昌寺様
369 正法寺様
370 秀長寺様
374 常徳寺様
400 定林寺様
401 常楽寺様
449 松庵寺様
花澤道雄様

宮城県
16 林香院様
18 東秀院様
24 妙心院様
29 秀林寺様
31 全玖院様
58 興禅院様
60 柳沢寺様
71 光西寺様
73 円満寺様
149 喜松院様
205 竜川寺様
237 圓通院様
259 真證寺様
295 松巌寺様
327 観音寺様
392 金秀寺様
414 虎渓寺様
418 光明寺様
432 耕田寺様
横山栄良様
大枝道友様

岩手県
2 祇陀寺様
3 東顕寺様
8 源勝寺様
25 宝積寺様
38 正音寺様
41 高金寺様
49 広沢寺様
60 正福寺様
81 円城寺様
82 将軍寺様
89 玉泉寺様
96 常泉寺様
104 広徳寺様
113 興国寺様
149 耕雲院様
188 宗松寺様
192 常堅寺様
201 東川院様
219 遠応寺様
249 光明寺様
257 長松寺様
269 竜泉寺様
270 海蔵寺様
273 宝珠院様
277 南陽寺様
294 三光寺様
311 称名寺様
須藤寛人様

青森県
8 宝積院様
11 京徳寺様
17 普門院様
31 陽光院様
44 高沢寺様
58 長円寺様
98 東光寺様
99 正法寺様
100 澄月寺様
115 心月寺様
183 大乗寺様
小坂仁道様
村上和隆様
村上尚隆様

山形県第一
21 長泉寺様
52 柳沢寺様
58 慶松寺様
76 正法寺様
194 龍護寺様
217 圓應寺様
224 長泉寺様
246 見性寺様

山形県第二
263 耕円寺様
307 太覚院様
352 盤昌寺様
373 輪王寺様
417 繁応院様
746 平等寺様

山形県第三
442 善宝寺様
468 宗伝寺様
502 楞厳院様
510 西光寺様
521 大川寺様
534 東福寺様
538 安養寺様
561 勝源寺様
563 洞春院様
581 長現寺様
611 妙楽院様
629 善光寺様
639 慶全寺様
661 青原寺様
718 長渕寺様
723 高伝寺様
728 泉宝寺様
740 長応寺様

秋田県
5 嶺梅院様
17 補陀寺様
30 嶺徳院様
52 陽広寺様
71 相川寺様
79 東林寺様
84 万福寺様
90 正乗寺様
95 蔵昌寺様
96 円通寺様
160 雲岩寺様
180 龍泉寺様
181 黄龍寺様
186 永泉寺様
193 祇薗寺様
202 重福寺様
203 瑞雲寺様
213 南陽院様
243 宝蔵寺様
252 長泉寺様
260 松庵寺様
274 盛沢寺様
279 宝昌寺様
295 太平寺様
302 天昌寺様
306 洞雲寺様
318 宝田寺様
321 鏡得寺様
323 恩徳寺様
338 円通寺様
川嶋博英様
中川秀悦様
中川英明様
伊藤道人様
細谷裕昌様

北海道第一
5 大泉寺様
14 広福寺様
15 大龍寺様
18 高聖寺様
25 龍穏寺様
26 禅昌寺様
37 法徳寺様
43 大円寺様
45 延命寺様
53 洞参寺様
65 法輪寺様
78 正林寺様
94 曹源寺様
95 龍興寺様
96 観音寺様
98 龍澤寺様
327 大宥寺様
350 来広寺様
354 昭龍寺様
486 薬王寺様
496 真龍寺様
小泉義道様
吉田敬徳様

北海道第二
116 道弘寺様
117 中央院様
122 永安寺様
187 放光寺様
272 祥雲寺様
279 西乗寺様
280 東光寺様
320 海容寺様
347 大乗寺様
358 禅照寺様
418 万台寺様
419 龍門寺様
427 禅法寺様
508 大乗寺様

北海道第三
160 天徳寺様
195 定光寺様
200 仙鳳寺様
203 西来寺様
225 明光寺様
228 大霊寺様
348 雄昌寺様

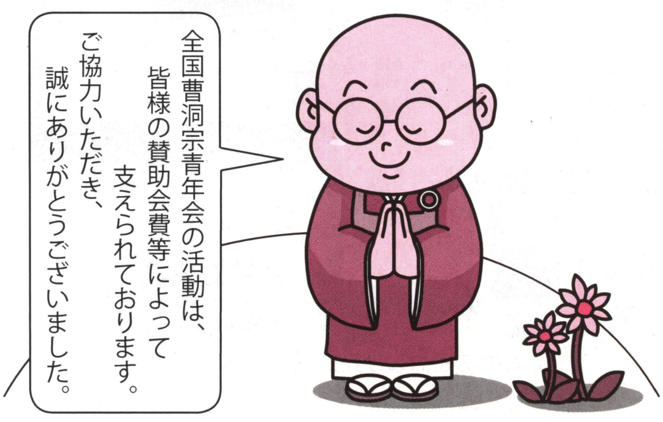

愛知県第一曹洞宗青年会

発足　：昭和５２年
会長　：杉浦　晴道
副会長　：下山　博之・星野　明光
（計６名）　加藤　泰純・河村　康文
　　桑原　洋行・山口　浩導
事務局長：日比野光成
会計　：舟橋　清明
会員　：８８名

愛知県第一曹洞宗青年会（以下、愛一曹青）は、名古屋市とその周辺の愛知県第一宗務所管内の青年宗侶で構成されています。

愛一曹青は、昭和五十二年に前身団体である「禅心会青年部」を継承し発足しました。通常行事としては二祖三仏忌を中心とした法要研修、禅の集い、花まつり行事の開催、寒行托鉢、その他各種研修会などがあります。花まつり行事は昭和五十六年より毎年行なっているもので、今年は名古屋大須の万松寺様において幼稚園・保育園児たちが描いた絵を約千枚展示し「花まつり・子ども絵画展」を開催し、幅広い年齢層の方にお参りいただきました。禅の集いは毎年秋に管内寺院を会場に開催され、とくに会員が作る精進料理はたいへん好評をいただいております。寒行托鉢は毎年十二月、『歳末助け合い運動』として、名古屋の繁華街・栄周辺において托鉢やゴミ拾いを行います。皆さまにいただいた浄財は「歳末助け合い募金」に全額寄付させていただいております。

花まつり・子ども絵画展 わたしも甘茶をかけました

禅の集い　ただいま坐禅中！

本年度、愛一曹青は設立三〇周年を迎えるにあたり、さまざまな記念事業を進めています。今回の事業では、テーマを「いのちのともしび」とし、檀信徒だけでなく、今まで布教の対象としては難しかった十～四十代の一般の方に向けた布教の方法を検討・実践していくこととしました。私たちの活動をきっかけに、世界の現実を知り、自分にできることは何かを考えてもらい、今ここに生きている意味を見出してもらえればと思います。

「若者に受け入れられる布教とは何か」、これが一番わかるであろう青年僧が知恵と力を出し合い、これまであまり取り組んでこなかった難問に挑戦し、個々の資質の向上をはかるとともに、仏の教えの実践に繋げていきたいと考え、次のような事業を展開中です。

①スリランカでの診療所設立

スリランカのウェラワヤ県ランデニア地区に診療所を設立します。設立にあたっては財団法人プラン・ジャパンの特別寄付制度で資金を提供し、建設地の選定、建設業者の入札、建設工事などの業務を委託します。建設後は、現地の保健衛生局からスタッフ、医療品、医療用備品や維持管理費などが提供されることになっています。これにより、地域住民八三〇世帯、三九八〇人に恩恵がもたらされます。

②冊子『愛語のためのヒント（仮）』の製作

檀務の折に、青年僧が檀信徒の方がたと話をするときに少しでもその話の材料になればと思い、製作することとしました。仏教に関する事柄だけでなく、世界のおもな宗教についても基本的な部分を中心に解説し、宗教とはどのようなものであるかを考えていくことができればと思います。

③「いのちのともしび」ろうそく配布

五分間で燃え尽きるろうそくを、メッセージを書いた紙で包装し、檀信徒の方がたや一般の方がたに配布します。メッセージには、ろうそくが燃焼している五分間に世界で起きていることや、私たちにできることなどを記載し、世界の現状を身近に感じてもらうとともに、自分を省みてもらいたいという意図から作成しました。ろうそくの貼り付け・折り込み作業は会員の手で行い、五万個配布を目標に製作中です。また、「いのちのともしび」ホームページのアドレスのQRコードを包装紙に記載し、ホームページ上で今回の事業や青年会活動を紹介していきます。

いま愛一曹青では、三〇周年記念事業の成功を目指し、全会員で取り組んでいます。この事業を通して更に飛躍できれば、と思っています。

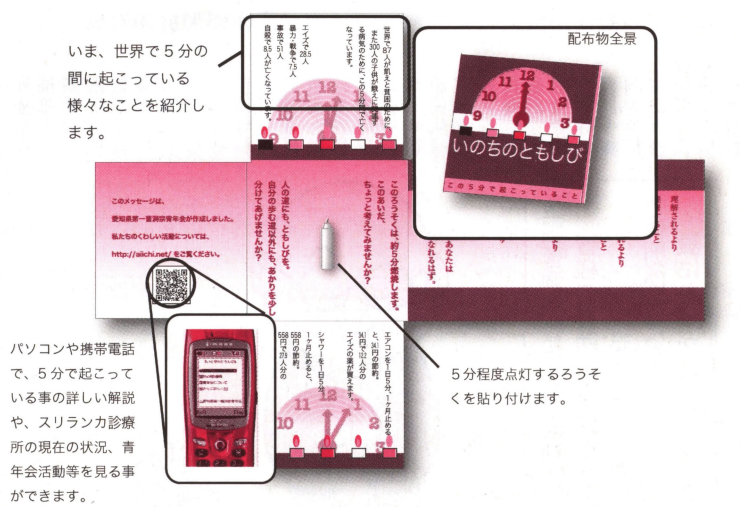

「いのちのともしび」ろうそく見取図

あまんずそうせい

風　供　養

長野県東昌寺副住職　飯　島　惠　道

「私のお墓の前で、泣かないでください。そこに私はいません。死んでなんかいません。千の風になって、あの大きな空を吹きわたっています」。既にご存知の方も多いと思うが、これは「千の風になって」という詩の一節。この詩に触れたとき、不意打ちをくらったかのごとく心が動揺し、涙が流れるのは、この詩が逝きし者からのメッセージのように聴こえるから。「いつも、あなたのことを見守っているよ」とささやく、風の声が聴こえるような気がする。

5月下旬、ある方の葬儀に随喜した。会場は松本市内の御寺院。喪主は、峠の向こうの街の大きな病院にて要職を務める医師であり、他界されたのはその方のお母様であった。病院関係者からの供華やら弔電やらがどっさり届くような大きな葬儀になるのだろうなと勝手に思い込んでいた。しかし、枕経、通夜、葬儀の間、参列したのは一緒に生活をしていたご家族と、最も近い親族のみであり、最高でも総勢12名ほどであった。葬儀会場には、病院や関連業者からの供華は一切無く、季節の花をふんだんに取り入れた花祭壇に、位牌と遺影が供えられ、沢山の花に囲まれた棺の中で故人は静かに眠っていた。要職にありながら、それを家には持ち込まない喪主の姿に、家族を大切に思う喪主の優しさと強さを感じた。喪主は役職としてではなく、故人の息子として、ゆっくりとお別れをしたかったのだろう。

葬儀開始前に馬頭琴の献奏。これは喪主家からのリクエスト。まさにモンゴルの風の音。そして、導師より「千の風になって」の詩が紹介され、「故人は肉体的な苦しみを離れ、今は、風になって大空を思いのままに吹き渡っているのではないか。風に頬をなでられたとき、お母様のことを思い出してあげてほしい。」と葬送の言葉が送られた。

弔辞の段では、喪主が故人に対してお別れの言葉を述べた。台本は無くぶっつけ本番のスピーチ。「あなたは、今、風になって、行きたかったところに自由に赴いているのかもしれませんね。それなら、私たちは、寂しがるばかりではなく、苦しみから解放されてよかったね、やっと楽になれたね、と思わなければならないということですよね。」と語った。導師から投げかけられたお別れの言葉に対して、喪主は見事に返球。このような“心の対話”のある葬儀に随喜させていただけたことを嬉しく思った。

かくして、この度の葬儀は「風供養」となった。一方通行ではない双方向の葬儀。千の風は喪の作業に風穴をあけてくれるかもしれない、そんなことを感じた。

◇筆者プロフィール◇

飯島　惠道（いいじま　けいどう）

長野県松本生まれ。尼寺育ち。生と死、命をキーワードに、僧侶としての活動の中で、看護師資格をいかせる現場を模索中。

こころの時代（とき）にこころの旅（たび）を

国内団参・海外仏跡巡拝の事なら経験豊かなビーエス観光へお申し付け下さい。

ビーエス観光グループ

寺族の窓

島根県出雲市　常光寺寺族　シラヴォン・プッタワン

私が母国のラオスで、シャンティ国際ボランティアのラオス事務所職員として活動をしていた方丈と出会い、結婚して日本に参りましたのは、平成九年春のことでした。

ラオスでは、「結婚するなら日本女性が一番」といわれています。それは、日本の女性は家庭に入ると、夫に絶対服従していると信じられているからです。ラオスの友達は心配して、「日本では女性を奴隷のように扱っているようだけれど、あなた大丈夫?」とか、「いつでもラオスに帰っておいで」と心配してくれました。

それでも日本に来てまもなく十年、方丈の住職地である常光寺に参りましてからは四年にもなります。

ある程度の日本語は理解できていたつもりでしたが、最初の内は出雲地方の方言が理解できず、お檀家さまのおじいさん、おばあさんが笑顔で話しかけて下さっても、何をおっしゃっているのか判らないため、ただ笑顔で相槌を打つだけでした。それでも徐々に会話が通じるようになり、やがて、この自然豊かな風土の人びとならではの優しさがわかるようになりました。

方丈は畑をつくっておりますが、時々お檀家さまが畑をのぞいては、方丈の畑に無い野菜をお寺に持ってきてくださるのです。持ち込まれたさまざまの野菜で、お台所がまるで畑のようになることもあるし、漁師さんは外国人である私を気遣ってか、魚を捌いてお刺身にして台所に置いて行かれます。またご本尊様へのお供えが、私共の子どもの数だけあり、しかもそれぞれの好みに合わせてあるなど、その気遣いにはつくづく敬服しております。

古いしきたりがあり、外国人の私には理解できない慣習も多々ありますが、本当にラオスで聞いていたような「奴隷扱い」を受けていたら、ここまで日本にいることは出来なかったはずです。本当にありがたいことだと思っています。

ラオスの仏教と日本の仏教との一番の違いは、やはり檀家制度のあるなしだと思います。

ラオスのお坊さんは、毎朝の托鉢で生活し、村人の喜捨で伽藍を維持し、教育の場としてあるいは独居老人の施設として集落になくてはならない存在です。日本では、お檀家様によって住職の生活は保障されていますが、住職はお檀家様の意向に絶えず配慮が必要でしょうし、また、お寺は集落の施設というよりお檀家の施設として存在しているように思います。どちらも一長一短で、どちらがよいのか私にはわかりませんが、社会的な活動は、日本のお坊さんの方が制約なく取り組めると思います。

そこで日本のお坊さんにお願いがあります。それは、子どもたちの心の教育です。

私は、保育士として働いていますが、日本の子どもたちがすばらしい感性を持ってるのに驚かされます。ある時こんなことがありました。

一生懸命ヘリコプターの絵を描いていた男の子が、いきなりその絵を私の所へ持ってきて、「プッタワン先生、寂しくなったらこのヘリコプターでラオスに帰って、そしてまたこのヘリコプターで帰ってきてね」と言ってくれたのです。なんという優しさでしょう。

この子たちのこの優しい心が、決して曇ることのないよう、お坊さんたちにはそれぞれ力を発揮していただきたいと切に願っております。ありがとうございました。

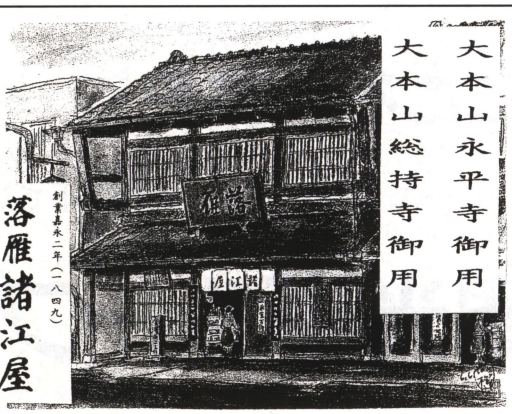

日本古来の伝統の技を伝承し、最新技術と調和する。
魚津の設計と施工

神社・仏閣専門建築
㈱魚津社寺工務店
〒454-0004　名古屋市中川区西日置２丁目12番20号
電話(052)331-3080　http://www.uotushaji.co.jp

宛転偏円

今年の一月の事である。近くの市内でご不幸が出来、通夜に伺った。読経・通夜説法を行い、袈裟を外してから後席についた。ふと気がつくと、そこには子どもの姿が見えない。故人は七十五歳のお爺ちゃん。私位の若いご夫婦が五組、何気なく遺族に「この家には孫がいないの?」と尋ねると、すかさず「五月蝿いから、友達の家に預けてきたんです。」と。私は何のことやら目が点になり、「子ども達にきちんと祖父の死を見せなさい。」と話した。

デス・エデュケイション（死の準備教育）は、ライフ・エデュケイション（生への教育）にもつながると言われる。『葬儀の場に於いて、「生老病死」の話をすることのむずかしさは、この辺のところにある。』と、先日、北海道大会でご一緒させていただいた田代俊孝氏は話されていた。『「常に悲しみを懐いて心遂に醒悟す」のごとく、実は人はその死別の悲しみを媒介として、自己存在の実存的危機に目覚める契機を与えられている。その実存レベルの目醒めへと人が赴くためには、悲しみは安易に処理されてはならないしその処理の方向性が、見守られなければならない。』とも話された。私達、僧侶にはその役割が大いに求められている。単なる儀式として葬儀を執り行うのではなく、きちんと宗教を成立させなければいけないと諭された。

翌日の葬儀・告別の場で、五人の可愛い孫達が、親に抱かれお爺様の頬を撫でながら、花を添える姿が見られた事は、言うまでもない。常に生死に接する私達だからこそ、デス・エデュケイションの大切さを説く必要があるのだろう。

全国曹洞宗青年会 会長
宮寺守正

書籍紹介

芸術作品集『般若心経0』　企画・発行人　ゆうがん

私に会うまで仏教に触れたことが無かったと言う人がたくさんいました。

そこで、仏教をまず知ってもらう。仏教と出会うきっかけを作る新しい方法はないものかと考えていました。音楽や絵画、アートからだと抵抗無く仏教に興味をもてるのでは？　と思い出来たのがこの芸術作品集『般若心経0』。

『般若心経0』は今までの専門書とは違った視点から生まれた、「般若心経」をテーマにしたアートブックです。身近に感じられる、飾っておきたい「般若心経」の本を作りたいという想いから生まれた企画です。

多くの青年僧侶の他に、グラフィックデザイナー、写真家、仏画家、日本画家、キャンドル作家、陶芸家などが作品を提供。また同収のＣＤにはジャズ、シンセサイザー、ホーミー、エレキギター、口琴奏者などの作品が収録されています。

全80頁（ＣＤ付）。平成18年８月１日発売予定。定価2,400円。

ご購入・お問い合わせはhttp://www.hannya-zero.netまで

表紙は現段階のものであり、実際のものとは若干異なる場合がございます。予めご了承ください。

田中様 1冊.

編集後記

四月二十六日に奈良・東大寺で厳修された千僧法要を取材に行った都合で、その前後日は京都での留錫となった。日本の正史上〝古都〟として位置づけられる両都市であるが、街中を僧形でいると、とにかくよく声を掛けられる。「何宗の方ですか?」とか「この法要はどういう意味があるのですか?」等々。ちょっと話し込むと、身の上話や悩み相談を受けかねない勢い。京都ではタクシーに乗って〝着物割引〟という思いがけない恩恵も受けた。

奈良も京都も、街の景観自体は時代によって移ろっただろうが、千五百年以上もの間、変わらずに寺社建築を中心とした都市計画が行われ続けてきた。そして人びとは代々発願を繋ぎ続け、神仏はそれを見守り続けてきた。そんな関係を積み重ねた歳月の機微が街中に満ちていた。恐らく国内外の多くの観光客は、古都のそういう風情を感じに来るのだろう。

もっとも、近年の宗教離れの風潮は古都にもそれなりの波風を立て、神仏の眼差しに気づかずに日々をやり過ごす人びとも増えたかもしれない。しかし色んな意味で神仏や寺社建築が人びとの生活や需要と直結している分、その進度は私の故郷に比べても緩やかなように感じた。

近年、自坊の界隈に高速道路のＩＣが出来たのに伴って、急速に都市開発が進み、田畑はすべて埋め立てられ、そこに住宅や商業施設が次々と建ち並んでいる。町の人口は前回の国勢調査より二千八百人増えた。過疎化の著しい島根では異例のことだ。

つい五年前までは、平らかな田園に囲まれた中で、大きな放物線を上空に伸ばす屋根の屹立と左右に伸びる駐車場の白壁が、町にお寺のある風景を提供していたのだが、最近はそれもすっかり隅に追いやられ、やがて臭いものに蓋でもされるように街中に埋没してしまうかもしれない。

そんな先行きへの不安を覚える最中での古都での取材だったが、不思議と志気を新たにして帰路に着いた。

「そうせい」に対するご意見・ご感想をお寄せ下さい。
〒三六九-〇三〇一
埼玉県児玉郡上里町金久保七〇一
陽雲寺内　そうせいサロン係
ＦＡＸ　〇四九五-三三-八一五五　武田まで
メール　16th-koho@mbp.nifty.com

菜食健美

庭で採ったヨモギを天日に干す

森と共にあるイスキア

「祈りのうちに今を生きる」

森のイスキア主宰　佐藤初女さん

みちのく津軽の地に、悩める人びとが集うイスキアの森がある。霊峰岩木山の麓に清々しく手を差し伸べるように佇んでいる。そこには、人びとが一つの目標に向かい、同じく悩める人を優しく包み込む懐の深さがあった。そして、食事と会話をもって癒される空間がある。その人が去る際には、イスキアの鐘の音が麓に響き、その人を愛おしくも優しく見送る姿があった。

（対談者・白澤雪俊師）

【白澤】キリスト教の学校では校訓を「敬神愛人」と掲げているところがありますが、仏教では「仏祖の兄弟は自己よりも親しむべし」と言います。どちらも人を尊ぶという点では、共通していると思いました。また、奉仕精神は我々でいう布施行とも通ずると思いました。

【佐藤】そうですね、奉仕も他人を敬うことも共通している事だと思います。特に食べると言うことは、いのちをいただいて生きているのですから、皆が食べなければ生きていけないので、根本は共通していると思います。今から四年前に、とある僧堂に伺った時に、懐石料理をいただいたのですが、その時老師様から拝聴した、道元禅師様と老典座との問答の話を聞き、キリストも聖書の中で、人びとと一緒に食事を共にしたことなどが沢山出てきます。やはり、食事は重要なものであると思いました。どの宗教も尊敬して親しくしていきたいと思っております。

【白澤】そうですね、私もキリスト教の教えと仏教の教えに尊敬という共通点の多さに安心します。

【佐藤】私は、以前ガールスカウトでお寺の坐禅会に参加したことがありました。いつも欠席がちのお子さんも、その時ばかりは参加するのです。申し込みしていた人数が増えてきます。和尚さんに「すみません、また増えました」と、三回も伝えたことがあったのですが、そこで和尚さんは「何も心配することはないんですよ。ただ柄杓一杯の水を入れるとお粥は増えるのですから」と、仰いました。その時私は、聖書の中でキリストが五つのパンと二匹の魚を何千人にご馳走した事、お酒がないときに増やした事を思いだし、皆一緒なのだと思いました。また、自分に枠を作らず「ひとりでも沢山の人に食べさせたい」という願いが、人を敬う心と奉仕の心が共通していると考えました。私もこの事がきっかけで、一切れずつと決めるのではなく、分かち合って食べるようにしています。

動の祈りと静の祈り

【佐藤】私は、キリスト教のカトリック信徒ですが、礼拝は必ず教会で行うことが常と言われております。そこで私は、来客をおいて教会に行った方がいいのか、ここで皆さまと一緒に過ごすことが良いのか大変悩みましたが、私は一緒に過ごすことを選びました。そうすると誰かが「今日は日曜日なのね」と話せば、誰かがオルガンを弾いて聖歌を歌ったり、悩みを話したりして過ごします。聖書では、キリストがマリアとマルタを訪ねた時、マリアはキリストの話を聞き、マルタはおもてなしをしていたとあります。昔はマリアの方が正しいと思っていましたが、今はおもてなしに心を注ぐマルタの方も尊いと思っております。

【白澤】そうですね、我々も坐禅に関しまして、作務（動）と坐禅（静）に優先順位をつける風潮がありますが、そのことに通じておりまして良く理解できます。

【佐藤】偏って良い悪いものではなく、一つになって初めて祈りになると思います。希に教会では、日曜の祈りの催促があることもありまして、その事に悩む人がここを訪れる事もあります。あまり堅く考えず、教会へ行ったから良い、行かないから悪いではなく、今ここで行うことが、人のためになっていると認められると願っております。ここに来た人が、出会いやきっかけで何かを感じて受洗する人もいます。料理や行動を見て何かを気づいてくれることもあります。私はこれを、「言葉を越えた行動が魂に響く」と自身のスローガンにしております。

いのちの移し替え

【白澤】佐藤さんは、ふきのとうをスコップで取るより、小さな枝で雪を穿って取る方がふきのとうは痛がらない、という取り方をされていると聞きました。

【佐藤】はい。今頃のじゃがいも等も、芽を出すと実は沈むのです、それを無理に抜くから痛んでることが多いのです。

優しく刃をあてて作られる調理

天然温泉が訪れる人びとの心と体をほぐす

木漏れ日が差すロンドと人の輪

眼前に岩木山の雄姿がそびえる

中央にキリスト、右にマリア、左に十字架の観音様が祀られる

すべてに命があることを大事にして行きたいと願っております。命があると思えば扱いが変わってくるものです。また、調理する心は、物理でもあるし科学にもなると思います。味見等は科学で、煮たり焼いたりするのは物理であると思います。そして人の心と生き方が調理になっていると思います。その人の生き方が味になって行くと思います。味つけの方は、典座の精進料理ではいかがでしょうか？

【白澤】精進料理では、味付けは六味といい、一般で言う五味に「淡い」という味付け一つが付け足されております。要するに、人参なら人参の味、大根なら大根の味など素材を生かす調理ですね。

【佐藤】私も、あまり食材が何か解らないような調理はしないようにしております。できるだけ食材の命を活かせるように、あまり加工せず食材の形を残す料理を、と考えております。

【白澤】そうですね、私たち人間は、およそ日に三度の食事をいただきますので、佐藤さんの話されるような事から、仏教的なことやキリスト教的なことへと話を進めた方が、堅い話をするより通じやすいと思いますが、いかがでしょうか？

集う人が佐藤初女さんと一つになっていた

活き活きとした素材がやさしくお腹を満たしてくれる

ロンドに誘う木道

【佐藤】わたしは、今までは、心心と言っておりましたが、心より深い魂に響きあうと考えております。

【白澤】食事と心とは、繋がっておりますからね。

【佐藤】食べること位ストレートに心を伝えるものはないと思っております。その食べる人が美味しいと思えば、心の扉が徐々に開くように話し出してきますし、話していくうちに今まで胸に詰まったものが吐き出されるわけですね。そこに新しいものが入って、自分の道が発見されていくと思います。早い時間で伝わると思います。食べることは一つですから、それ以外ないですから重要だと思います。

【白澤】それが見返りのない霊的な喜びと仰っているのですね。

【佐藤】はい。そこに神仏を感じるという、信仰心が芽生える事が大事であると思います。神仏が全てを見ているのですが、どこに神様が働くかは解りませんので、全ての行動に心がけがなければいけないと思っています。ですから、その瞬間が大事なのです。それが祈りでもありますし、鐘を鳴らしている事と同じだと考えております。

イスキアの名の由来

イスキアとは、イタリアの南西にある火山島の名前であり、昔ナポリの大富豪の子息の青年が、一人の娘と愛の満ち足りた時に、どうしようもない虚脱感と倦怠感に襲われ、それ以後全てが退屈になり、その中頭をよぎった少年時代の記憶にイスキア島が浮かび、そこでもう一度活き活きとした自分を取り戻したいと願い訪れました。そこで、彼は自分自身を見つめ直し、新たな力を得て現実の生活に立ち戻ったというのです。そのようになって欲しいとの願いがこの名に込められています。

○佐藤　初女（さとう　はつめ）
一九二一年青森県生まれ。森のイスキア主宰。その活動により、アメリカ国際ソロプチミスト協会賞、第四十八回東奥賞などを受賞。『朝一番のおいしいにおい』『心咲かせて』『おむすびの祈り』など著書多数。

イスキアを包む慈愛に満ちた青空と新緑

話すほどに現れる共通点

そうせい美術館

SOUSEIGALLERY

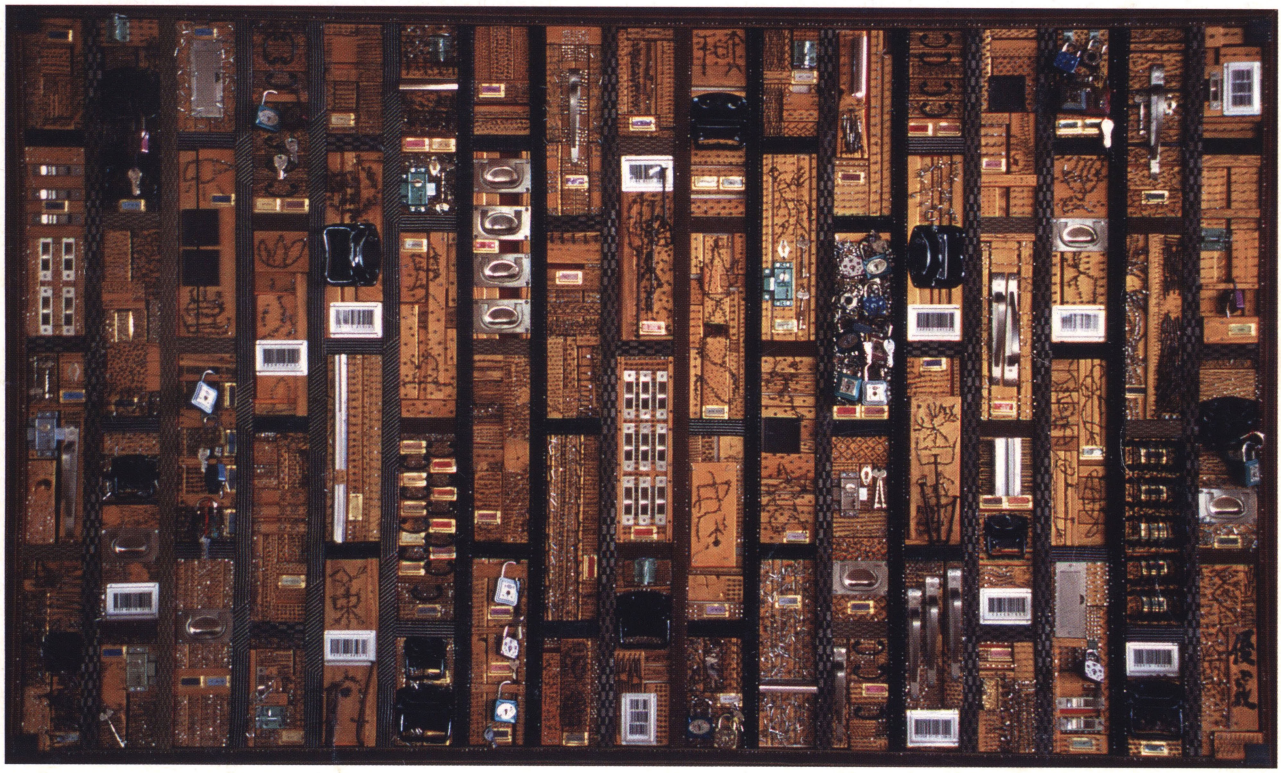

『十七条板袈裟』　よこ1995㎜×たて1200㎜

これは、1995年の阪神淡路大震災を神戸で体験し、10年目の節目にその想いをカタチにした作品である。袈裟をモチーフにした68個それぞれのスペースを、窓や扉、時間や場所に見立て、鍵や取っ手を付けた。そこに大小さまざまなクギをヒトやモノにたとえ、木切れに何万とクギを打ち付けた作品である。今まで出会った、そして、これから出会うヒトやモノ。楽しかったこと、忘れてはいけないこと、大切な思い出は取っ手のある引き出しに収めて。期待膨らむ未来の扉の鍵を開けて…。
世間は「空」、そこで出会う「縁」、そのつむぎあいを大切にしていきたいものである。

作者プロフィール

ゆうがん

1974年兵庫県神戸市生まれ。現在札幌市中央寺専門僧堂副悦。木彫、仏像彫刻を新倉晃師に学ぶ。
主な作品：総高３ｍ桂の寄木造り地蔵菩薩立像、飛天（１対）などがある。只今、さまざまなジャンルの創作家約70人と、「般若心経」をテーマにして芸術作品集『般若心経０（ゼロ）』（本誌29頁「そうせいサロン」内を参照）を制作中。

発行所　全国曹洞宗青年会　〒105-8544　東京都港区芝2-5-2　曹洞宗宗務庁内／発行責任者　宮寺守正　編集責任者　久間泰弘　編集委員　河村康仁・森田英仁・青野貴芳・板倉省吾・武田光誠・田中徳雲・村松保人・藤木総宣・広瀬知哲・大室英暁
本誌編集部へのお問い合わせ先　〒369-0301　埼玉県児玉郡上里町金久保701　陽雲寺内　☎(0495)33-8255・武田／全曹青ホームページ　http://www.sousei.gr.jp／印刷所　株式会社　中央デザイン／定価　二百円

100%
古紙100%再生紙